

# 障害者福祉のしおり

## 障害福祉サービスなど

- 等級別サービス一覧表 ..... 2ページ～
- 障害支援区分と利用できるサービス ..... 8ページ～
- 各種早見表 ..... 12ページ～
- 障害者手帳の申請 ..... 19ページ～
- 手帳を持たない方の相談 ..... 23ページ～  
(発達障害の方・難病の方・医療的ケア児の方)
- 申請から支給までの流れ ..... 25ページ～



## 日常生活の支援

- 在宅での支援 ..... 28ページ～
- 外出時などの支援 ..... 32ページ～
- そのほかの支援 ..... 36ページ～



## 手当・年金

- 手当 ..... 47ページ～
- 年金・扶養共済 ..... 49ページ～



## 割引・減免

- 税の軽減・免除 ..... 51ページ～
- 交通機関の割引 ..... 52ページ～
- 公共料金・そのほかの割引 ..... 55ページ～



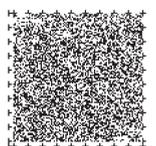
## 医療

- 各種医療費助成 ..... 60ページ～



## その他の情報

- 関係機関一覧 ..... 72ページ～
- 権利擁護 ..... 76ページ～
- ヘルプカード・シンボルマーク ..... 79ページ～
- 災害への備え ..... 81ページ～
- 資料 ..... 82ページ～



# しおりの使い方のご案内

！ 掲載している内容は令和7年4月現在の情報で作成しています。

このしおりは、障害のある方に関する福祉施策・福祉サービスについてご案内しています。各ページにある二次元コードを読み取ることで最新の情報や、より詳細な情報をホームページから確認することができます。

※国の制度改正等により内容が変更となる場合があります。

## 表示の説明

各項目にある **身** **知** **精** **難** の表示はそれぞれ

**身** 体障害、**知** 的障害、**精** 神障害、

**難** 病患者 を対象としているサービスであることを示しています。

制度の名称	<b>身</b> <b>知</b> <b>精</b> <b>難</b>	二次元コード
◆ 問い合わせ先		

！ 発達障害の方は、知的障害を伴う場合は **知**、伴わない場合は **精** になります。  
高次脳機能障害の方は、身体障害を伴う場合は **身**、伴わない場合は **精** になります。

## 江戸川区障害者福祉のしおり

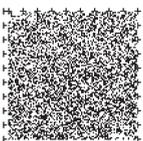
令和7年4月

編集・発行 江戸川区福祉部障害者福祉課

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話 5662-0054

FAX 3656-5874



# 障害者手帳の等級・障害支援区分

## 障害等級別サービス一覧表・各種早見表

### ■ 障害者手帳の等級

障害者手帳は、身体障害・知的障害(愛の手帳)・精神障害の3種類があり、障害の等級は数字が小さいほど障害の程度が重くなります。

#### 身体障害者手帳

障害部位	等級
視覚障害	1級～6級
聴覚障害	2級～4級、6級
平衡機能障害	3級、5級
音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	3級、4級
肢体不自由 (上肢・下肢・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)	1級～7級
肢体不自由(体幹)	1級～3級、5級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1級、3級、4級
肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級

**!** 肢体不自由の7級単独では手帳交付の対象とはなりません。

#### 愛の手帳(療育手帳)

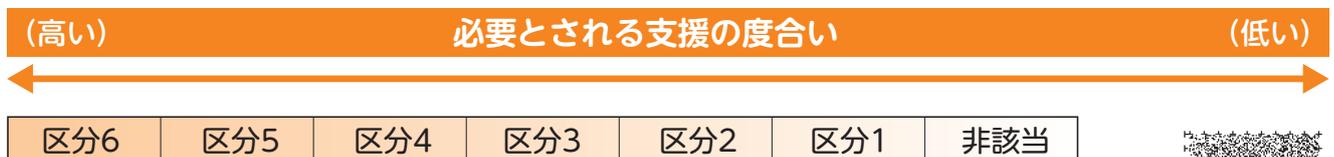
障害の程度により1度～4度に区分されます。

#### 精神障害者保健福祉手帳

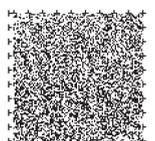
障害の程度により1級～3級に区分されます。

#### 障害支援区分

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)による障害福祉サービスを利用する場合は、障害の特性そのほかの心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを総合的に示す区分認定が必要となります。利用できるサービスについては、8～11ページをご確認ください。



**!** 障害児のサービスなど障害支援区分が必要のないサービスがあります。

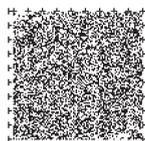


## ■ 障害者手帳等級別サービス一覧表

※サービスによっては、等級のほかに条件が必要になる場合があります。

● …… 該当  
△ …… 一部該当

名称		ページ	内容
障害福祉サービス等	障害福祉サービス	8～11 25～27	障害のある方や難病の方が安心して生活を送るために、日常の介護や、訓練を受けることができるサービスです。
	精神障害の方	21	精神障害のある方が安心して生活を送るために、日常の介護や、訓練を受けることができるサービスです。
	難病の方	23	身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められた障害福祉サービス（ヘルパーの利用、福祉用具の給付など）が利用できます。
	医療的ケア児の方	24	医療的ケア児の方が安心して生活をおくるために、利用できるサービスです。
日常生活の支援（在宅での支援）	寝具乾燥消毒・水洗いクリーニングサービス	28	対象者が使用している寝具を月に1回乾燥消毒します。また、年2回水洗いクリーニングをします。
	福祉理美容サービス	28	対象者が自宅にて理容師または美容師の出張サービスを受けられる福祉理美容券を支給しています。
	紙おむつ・防水シートの支給	28	申請後に直接委託業者へカタログより注文することで、配送にて現物を支給します。なお、防水シートも年1回（2枚）支給できます。（1割の自己負担あり）
	おむつ使用料の助成	28	区で支給される紙おむつが持ち込めない病院へ入院されている方が、おむつ代を支払った場合に、その使用料の9割分を助成します。（月額8,100円を上限とします。）
	巡回入浴サービス	29	家庭での入浴が困難な重度の心身障害者のために巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供します。
	重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業	29	介護者（家族など）が行っている医療的ケアなどを訪問看護師が一定時間代替します。
	重度障害者等就労支援事業	29	重度障害者等の方の通勤や職場での介助を支援します。
	在宅重症心身障害児(者)等訪問事業	30	ご家族が自信を持ってお子様の在宅療養に当たられるよう、原則週1回、看護師がご家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談などの支援を行います。
	民間緊急通報システム「マモルくん」	30	警備会社と連携し、緊急通報システム（火災感知器などを含む）を設置します。
	重度脳性まひ者介護事業	30	在宅で介護を要する重度脳性まひ者の家族の方に介護券を支給します。
	住まいの改造助成	31	現在お住まいの家屋で車いすなどを利用して暮らしやすい生活ができるように、段差の解消や手すりの取り付けなどの住まいを改造する費用を助成します。
	民間賃貸住宅家賃等の助成	31	民間賃貸住宅に住み、取り壊しなどで転居を求められている世帯に転居後と転居前の家賃の差額および礼金などの転居一時金を助成します。
日常生活の支援（外出時などの支援）	福祉タクシー券の助成	32	歩行が困難な在宅の障害者の方の外出を支援するため、福祉タクシー券を交付します。
	自動車燃料費の助成	32	歩行が困難な在宅の障害者の方の外出を支援するため、自動車燃料費の一部を助成します。
	自動車運転教習費の助成	32	運転免許を取得する費用の一部を助成します。
	自動車改造費の助成	33	自動車の操向装置および駆動装置に対する改造費用の一部を助成します。
	福祉有償運送	33	国土交通省による福祉有償運送の登録を受けた区内の法人が、リフト付き車両などにより、有償にて送迎を行います。利用の際には、事前に会員登録が必要です。
	車いすの貸し出し	34	疾病、けがなどにより一時的に車いすが必要になった方が通院、通学、各種行事の参加、旅行、散歩などに利用するときに車いすを無料で貸出します。
	補助犬の給付	34	盲導犬（アイメイト）・聴導犬・介助犬などの補助犬を給付します。
	駐車禁止規制の適用除外	35	駐車禁止等除外標章の交付を受けた身体障害者等本人が現に使用中の車両で、標章を掲出した場合に公安委員会による駐車禁止規制からの除外対象となります。
	補装具費の支給	36～37	身体に障害のある方や難病の方の損なわれた身体機能を補い、日常生活や社会活動を容易にするための補装具購入費と修理費を支給します。
	児童の補聴器購入費助成（中等度難聴児発達支援事業）	38	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。
在宅人工呼吸器使用者自家発電装置等給付事業	39	災害時などにおける停電により、生命の危機に直結する恐れのある在宅人工呼吸器使用者の方に対し、停電時における電力の確保を図るため自家発電装置を給付します。	
日常生活用具の給付	40～46	在宅の心身障害者（児）または難病の方に、日常生活を容易にするための日常生活用具を給付します。	



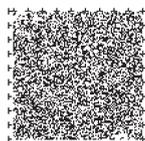


## ■ 障害者手帳等級別サービス一覧表

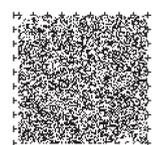
※サービスによっては、等級のほかに条件が必要になる場合があります。

● …… 該当  
△ …… 一部該当

名称	ページ	内容	
手当・年金	心身障害者福祉手当	47	身体障害者手帳1級～4級の方、愛の手帳1度～4度の方、脳性まひの方、進行性筋萎縮症の方、難病医療券をお持ちの方に手当を支給します。
	重度心身障害者手当	47	心身に重度の障害を有するため、常時複雑な介護を必要とする方に手当を支給します。
	特別障害者手当	47	日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に手当を支給します。
	障害児福祉手当	48	重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に手当を支給します。
	特別児童扶養手当	48	障害のある20歳未満の児童を監護または養育する方に手当を支給します。
	児童育成手当(障害手当)	48	障害のある20歳未満の児童を養育する方に手当を支給します。
	児童育成手当(育成手当)	48	障害のある父または母を持つ児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を養育する方に手当を支給します。
	児童扶養手当	48	障害のある父または母を持つ児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、児童に障害がある場合は20歳未満まで)を養育する方に手当を支給します。
	障害基礎年金	49	病気やケガで一定の障害の状態になった場合で、初診日が、国民年金加入中、20歳前、60歳以上65歳未満にある方が、所定の要件を満たしているときに、年金を受けとることができる制度です。
	障害厚生年金・障害手当金	49	病気やケガで一定の障害の状態になった場合で、初診日が厚生年金加入中にある方が、所定の要件を満たしているときに年金または手当金を受けとることができる制度です。
	特別障害給付金	49	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金などを受給することができない方が、所定の要件を満たしているときに給付金を受けとることができる制度です。
	障害年金生活者支援給付金	50	障害基礎年金受給者の方が、所定の要件を満たしているときに年金に上乗せして給付金を受け取ることができる制度です。
心身障害者扶養共済	50	障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、万が一、保護者の方が死亡または重度障害の状態になったとき、障害のある方に対して終身一定額の年金が支給される制度です。	
割引・減免	個人住民税(特別区民税・都民税)	51	障害者控除において、納税義務者本人または同一生計配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合に控除を受けることができます。
	軽自動車税(種別割)	51	各障害者手帳をお持ちの方が軽自動車などの所有者もしくは使用者である場合、または、ご親族の方が専ら障害者のために使用する場合に軽自動車税の減免が受けられます。
	自動車税・軽自動車税(環境性能割)	51	各障害者手帳をお持ちの方が自動車などの所有者もしくは使用者である場合、または、ご親族の方が専ら障害者のために使用する場合に自動車税などの減免が受けられます。
	個人事業税	51	納税者ご本人または扶養親族などが障害者で、要件を満たしている場合は減免を受けることができます。
	所得税・相続税・贈与税	51	要件を満たしている場合、障害者控除をはじめ、様々な特例が受けられます。
	鉄道の運賃割引	52	障害者手帳などをお持ちの方やその介護者を対象に、交通機関の料金の割引が受けられます。
	国内航空運賃の割引	52	
	船舶の運賃割引	52	
	民営バスの運賃割引	52	障害者手帳をお持ちの方は、手帳を提示すると運賃が割引になります。また該当手帳を所持している方の介護者についても、乗車割引証が交付され割引になります。
	都営交通の運賃割引	53	都営地下鉄・都バス・都電と日暮里舎人ライナーに無料で乗車することができる都営交通無料乗車券を交付します。
	自動車有料道路の割引	54	事前に申請の上で有料道路を通行する場合に通行料金の割引(5割引)が受けられます。
	タクシー運賃の割引	54	乗車時に手帳を提示し、本人と確認された場合、タクシー運賃が1割引になります。
	NHK放送受信料の減免	55	障害者手帳をお持ちの方がいる世帯の状況に応じて、NHK放送受信料を全額または半額免除します。
	粗大ごみ処理手数料の免除	55	特別児童扶養手当または児童扶養手当を受けている世帯の粗大ごみ処理手数料が免除されます。
	水道・下水道料金の基本料金免除	55	特別児童扶養手当または児童扶養手当を受けている世帯の水道・下水道料金が免除されます。
	はがきの無償配布	56	1人につき20枚を無償で配布します。申請時期は年1回、4月1日から5月末日までとなります。
	郵便料金の割引など	56	郵便物を安価または無料で利用できます。



身体障害者手帳																				愛の手帳 (療育手帳)				精神保健福祉手帳	難病患者	発達障害	医療的ケア			
視覚						聴覚・平衡					音声言語 そしゃく		肢体不自由						内部											
1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	1度	2度	3度	4度				
●	●	●	●			●	●	●			●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●		△		
△	△					△							△	△					△				△	△						
△	△					△							△	△					△				△	△			△	△		
△	△					△							△	△					△				△	△			△	△		
●	●	●				●	●				●		●	●	●	△			△	△	△		●	●	△		△	△		
●	●					●							●	●					●	●			●	●	●	△	△			
●	△					●							●	△	△				△	△							△			
●	△					●							●	△	△				△	△							△			
49ページをご覧ください。																														
49ページをご覧ください。																														
49ページをご覧ください。																														
49ページをご覧ください。																														
●	●	●				●	●				●		●	●	●				●	●	●		●	●	●	●	△			
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
●	●	●	△			△	●		△		△		●	●	△	△	△	△	●	△	●	●	●	●	●		△			
●	●	●	△			△	●		△		△		●	●	△	△	△	△	●	△	●	●	●	●	●		△			
詳しくは中央都税事務所へお問い合わせください。(51ページ参照)																														
詳しくは管轄の税務署へお問い合わせください。(51ページ参照)																														
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	△	△	△	●			
対象となる障害種別は、各船舶会社によって異なります。各船舶会社にお問い合わせください。																														
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			△			
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
55ページをご覧ください。																														
55ページをご覧ください。																														
●	●					●							●	●					●	●			●	●						
詳しくは、各郵便局にお問い合わせください。(56ページ参照)																														

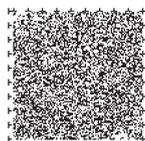


## ■ 障害者手帳等級別サービス一覧表

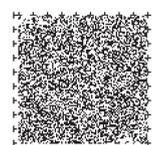
※サービスによっては、等級のほかに条件が必要になる場合があります。

● …… 該当  
△ …… 一部該当

	名称	ページ	内容
割引・減免	携帯電話料金の割引	57	携帯電話の基本使用料や各種サービスなどの割引を受けることができます。
	電話番号の無料案内	57	NTT 番号案内の 104 番を無料で利用できます。
	東京都障害者休養ホーム	58	障害者（児）の方が家族や仲間とくつろげる宿泊施設を東京都が指定し、年間（4月1日～翌3月31日）2泊まで、この施設を利用した方の宿泊利用料の一部を助成します。
	都立公園・都立公園駐車場・都立文化施設の無料利用	58	都立公園または都立公園駐車場、都立文化施設を利用する場合、障害者手帳の提示により無料で利用できます。
	区民施設利用料金の減免	59	介助が必要な障害者1名につき介助者2名（アイススケートリンクは介助者1名）の施設利用料金が免除になります。
医療費	心身障害者医療費の助成（マル障）	60	健康保険証を使って病院、診療所などでかかった医療費の自己負担金に対してその自己負担金の一部を助成します。助成対象者には「障（マル障）受給者証」を交付します。
	東京都の医療費助成（マル都医療券）	61	認定された疾病にかかる診療、調剤、訪問看護に要する医療費のうち、医療保険適用後の医療費自己負担額の一部が助成されます。
	特定疾患（指定難病）医療費助成	61	認定された難病にかかる診療、調剤、訪問看護に要する医療費のうち、医療保険適用後の医療費自己負担額の一部が助成されます。
	小児慢性特定疾病医療費助成	61	認定された疾病にかかる診療、調剤、訪問看護に要する医療費のうち、医療保険適用後の医療費自己負担額の一部または全額が助成されます。入院時の食事療養費についても一部または全額が助成されます。
	自立支援医療（育成医療）の支給	62	手術などにより障害の改善が見込まれる場合に、その医療費の一部または全額が支給されます。
	自立支援医療（更生医療）の支給	62	手術などにより障害の程度を軽くしたり、取り除いたりすることが可能な場合に、特定の治療に対する医療費の一部が支給されます。
	自立支援医療（精神通院医療）の支給	63	精神疾患の為に通院し、健康保険証を使って病院、診療所などでかかった医療費の負担割合を1割に軽減します。
	小児精神障害者入院医療費助成	63	小児精神障害者の精神疾病にかかる入院医療費を助成します。（食事代、差額ベッド代は対象外です。）
その他の情報	障害者歯科診療	64	障害のある方で、一般の歯科診療所での受診が困難な場合や「かかりつけ歯科医」がいなくてお困りの方を対象にした歯科診療を実施しています。
	手話通訳者の派遣	65	日常生活や社会生活において、健聴者との意思の疎通を円滑にするために手話通訳者を派遣・配置します。
	要約筆記者の派遣	65	日常生活や社会生活において、健聴者との意思の疎通を円滑にするために要約筆記者を派遣します。
	区役所本庁舎における遠隔手話通訳サービス・手話通訳者の配置	65	区役所本庁舎において手話通訳を必要とする方へタブレット端末から手話通訳オペレーターにテレビ電話をつなぐサービスを実施しています。また、区役所1階総合案内にて、毎週金曜日13時～16時に手話通訳者を配置しています。
	声のたより・声の広報・点字広報・音声対応のホームページなど	66	視覚に障害のある方を対象に、区政情報などを紹介しています。
	えどがわ区民ニュース	66	聴覚に障害のある方を対象に、区政情報などを紹介しています。
	区立図書館でのサービス	67	郵送サービス、宅配サービスなどのサービスを受けることができます。ただし、障害の程度および図書館によって受けられるサービスが異なりますので、詳しくは、各図書館にお問い合わせください。
	点字図書館	68	日本点字図書館／東京ヘレン・ケラー協会点字図書館／日本視覚障害者団体連合点字図書館についての情報を紹介しています。
	聴覚障害者情報文化センター（聴覚障害者情報提供施設）	68	聴覚に障害がある方への生活と文化の向上を目的に、聴覚に障害のある方またはその家族・関係者、手話を学習する方などを対象とした事業を行っています。
	障害者就労支援センター	69	障害者の一般就労の機会拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けることができるよう、就労面と就労に伴う生活面の支援として、事業を行っています。
	みんなの就労センター	69	高齢者や障害者、ひきこもり状態にある方などを含め、働く意欲のある方を面々の能力に応じて、その能力を最大限に発揮できる就労の場を確保・提供し、就労に結び付けるお手伝いをします。
	就学相談	70	心身の発達に心配があるお子さんの就学相談を行っています。
	就学奨励費	70	児童や生徒に対して、保護者の経済的負担を軽減するために学用品購入費、給食費、通学費、修学旅行費などの一部を助成します。
	フレンドリースクール	70	中学校特別支援学級や特別支援学校を卒業後、社会人として生活している方が定期的集まり、スポーツやレクリエーション、美術・音楽などの活動を通じて、仲間との交流を深めています。
	パラスポーツ	71	区内でできるパラスポーツや各種教室事業のほか、各スポーツ施設に設置している相談窓口などを紹介しています。
	選挙（郵便等投票）	71	身体に重度の障害のある方（要件に該当する方）が事前に選挙管理委員会に申請したうえで、在宅のまま郵便などを利用して投票できます。
ヘルプカード・ヘルプマーク	79	自ら「困った」と伝えられない障害者などの皆さんが、普段から身に付けておくことで、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。	



身体障害者手帳																				愛の手帳 (療育手帳)				精神保健福祉手帳	難病患者	発達障害	医療的ケア	
視覚						聴覚・平衡					音声言語 そしゃく		肢体不自由						内部									
1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	1度	2度	3度	4度		
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	△									●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●					●							●	●					●	●	●		●	●			△	
61 ページをご覧ください。																												
61 ページをご覧ください。																												
61 ページをご覧ください。																												
62 ページをご覧ください。																												
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△						
																											●	△
																											△	△
詳しくは江戸川区歯科医師会ホームページをご確認ください。(64 ページ参照)																												
						●	●	●		●	●	●																
						●	●	●		●	●	●																
						●	●	●		●	●	●																
●	●	●	●	●	●																							
						●	●	●		●																		
67 ページをご覧ください。																												
68 ページをご覧ください。																												
						●	●	●		●																		
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
詳しくはみんなの就労センターへお問い合わせください。(69 ページ参照)																												
70 ページをご覧ください。																												
70 ページをご覧ください。																												
70 ページをご覧ください。																												
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
													△	△					●	●	●							
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●



## ■ 障害支援区分と利用できる障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づくサービスです。

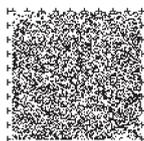
障害福祉サービス等は障害支援区分やそのほかの要件が必要となるものがあります。

サービスの利用方法や相談窓口は、25～27ページをご覧ください。

障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害児（発達障害を含む）に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害児（発達障害を含む）に対して、放課後や夏休みなどの休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行います。
	保育所等訪問支援	保育所などを利用中の障害児に、支援員が保育所などを訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
入所支援 障害児	福祉型障害児入所支援	障害児（発達障害を含む）が入所し保護を受けながら、地域・家庭での生活に必要な日常生活の指導などを受けます。医療型では併せて治療も行います。 江戸川区児童相談所（電話：5678-1810）にご相談ください。
	医療型障害児入所支援	

※18歳以上の方は、サービスによって障害支援区分の認定が必要になり、区分に応じて要否が判断される場合があります。

介護給付	居宅介護	家事援助	自宅で、入浴、排泄、食事の介護および家事のお手伝いを行います。また、通院する時や官公署（区役所）への申請、相談に行くときに移動の介助を行います。
		通院等介助(身体介護あり)	
		通院等介助(身体介護なし)	
		通院等乗降介助	
		身体介護	
	同行援護	視覚障害により移動が困難な方に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などの外出支援を行います。	
	行動援護(知的・精神)	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出支援を行います。	
	重度訪問介護	重度の肢体不自由または、重度の知的障害もしくは精神障害により日常生活全般に介護を必要とする方に、総合的な介護を行います。	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。	
	生活介護	日常生活全般に介護を必要とする方に、日中、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作活動または生産活動を提供します。	
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日に、入浴、排泄、食事の介護などを行います。		
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援などを行います。		
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護などを行います。		

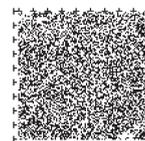


※ ●および△が利用できる障害支援区分です。（△は50歳以上）

区分⑥	区分⑤	区分④	区分③	区分②	区分①	非該当	児童
							●
							●
							●
							●

							●
							●

区分⑥	区分⑤	区分④	区分③	区分②	区分①	非該当	児童
●	●	●	●	●	●		●
●	●	●	●	●			●
●	●	●	●	●	●		●
●	●	●	●	●	●		●
●	●	●	●	●	●		●
●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●				●
●	●	●					
●	●	●	●	△			
●	●	●	△				
●	●						
●	●	●	●	●	●		●



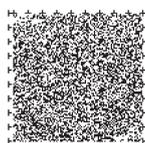
## ■ 障害支援区分と利用できる障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づくサービスです。

障害福祉サービス等は障害支援区分やそのほかの要件が必要となるものがあります。

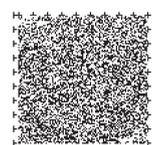
サービスの利用方法や相談窓口は、25～27ページをご覧ください。

訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	介護サービス包括型	共同生活を行う住居で、夜間や休日に、相談や入浴、排泄または食事の介護のほか、日常生活上の援助を行います。
		外部サービス利用型	
	自立訓練	生活訓練	施設、事業所または居宅において、一定期間、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談および助言などの支援を行います。
		機能訓練	施設、事業所または居宅において、一定期間、必要なりハビリテーション、生活などに関する相談および助言などの支援を行います。
	宿泊型自立訓練	日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方に対し、地域移行に向けて一定期間、生活の場所を提供し、生活能力の向上のための支援、生活などに関する相談・助言を行います。	
	自立生活援助	一人暮らしへの移行を希望する障害者について、定期的な訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。	
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労定着支援	障害者の就労の継続を図るための必要な支援を行います。		
地域相談支援	地域移行支援	精神科病院または施設などを退所する方に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居の確保、関係機関との調整などを行います。	
	地域定着支援	自宅において単身などで生活する方に、常時連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	
地域生活支援	地域活動支援センターⅠ型	専門職員による相談支援を行います。また創作活動、生産活動の場を提供し社会との交流促進などを支援します。 ☆施設利用料1日100円。ただし、相談のみの利用は無料です。	
	地域活動支援センターⅡ型	就労が困難な方に、創作的活動または生産活動、交流、入浴サービスなどの支援を行います。	
	地域活動支援センターⅢ型	主に精神障害のある方に、創作的活動、生産活動の場を提供し、社会との交流促進などの支援を行います。 ☆施設利用料1日100円。	
	移動支援	移動が困難な方に、買い物同行、散歩など、外出時の支援を行います。	
	日中一時支援	日中活動の場を提供し、見守り、社会適応のための訓練などを行い、家族の一時的な休息を支援します。	



※ ●が利用できる障害支援区分です。

	区分⑥	区分⑤	区分④	区分③	区分②	区分①	非該当	児童
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●			
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	
	●	●	●	●	●	●	●	●
	●	●	●	●	●	●	●	●



## ■ 申請可能な手当の早見表

詳しくは各手当のページをご覧ください。

障害の程度	0歳～20歳未満	20歳～65歳未満	65歳以上
身体障害1級・2級 愛の手帳1度・2度 重度の精神障害 脳性麻痺 進行性筋萎縮症	【区①】 児童育成手当 (障害手当) 48ページ 手帳等級または 特児級で判定 【保護者に支給】	【国】 障害児福祉手当 48ページ 診断書による判定	【都】重度心身障害者手当 47ページ 都センターによる判定
	【国】 特別児童 扶養手当 48ページ 診断書による判定 が必要な場合あり 【保護者に支給】	【国】特別障害者手当 47ページ 診断書による判定	【区①】 心身障害者 福祉手当 47ページ
愛の手帳 3度			
愛の手帳 4度	…………… <一部該当> ・愛の手帳4度 ・肢体4級 ・血液疾患等の 内部障害 ・難病		
身体障害3級・4級		【区③】心身障害者福祉手当 47ページ	
国指定難病・ 小児慢性疾患 医療費受給者		【区②】心身障害者福祉手当(難病要件) 47ページ	

※区手当は①>②>③の順に金額の最も高いものを1種類支給します。

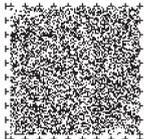
※障害要件のほか、入院入所や所得などの制限がある場合があります。

障害者福祉課自立援助係  
5662-0062

## ■ 医療費助成の早見表

障害程度または年齢・難病などの疾患の種類に応じて、医療費助成を受けられる場合があります。制度により所得制限や対象者の制限があります。詳しくは担当係までご相談ください。

障害要件等	0歳～中学校卒業	～18歳未満	18歳～64歳	65歳～74歳	75歳以上
医療保険	国民健康保険・社会保険 (74歳まで)				
障害者手帳をお持ちの方	<b>【区】 子ども医療費助成 (マル乳・マル子・マル青)</b> <small>児童家庭課医療費助成係 5662-8578</small>	<b>【都】 心身障害者医療費助成 (マル障)</b> <small>60ページ</small> <small>障害者福祉課自立援助係 5662-0062</small>	<b>後期高齢者医療制度 (75歳以上)</b> <small>一定の障害があれば65歳から加入可能 医療保険年金課高齢者医療係 5662-1415</small>		
特定の医療が必要な方 (身体障害)	<b>【国】 自立支援医療 (育成医療)</b> <small>62ページ</small> <small>健康サービス課庶務係 5661-2473</small>	<b>【国】 自立支援医療 (更生医療)</b> <small>62ページ</small> <small>障害者福祉課自立援助係 5662-0062</small>			
特定の医療が必要な方 (精神障害)	<b>【国】 自立支援医療 (精神通院医療)</b> <u>63ページ</u> <small>障害者福祉課認定係 5661-2465</small>				
難病や小児慢性特定疾病をお持ちの方	<b>【都】 小児精神障害者入院医療費助成</b> <u>63ページ</u> <small>障害者福祉課認定係 5661-2465</small>	<b>【国】 小児慢性特定疾病医療費助成</b> <u>61ページ</u> <small>障害者福祉課医療給付係 5662-1414</small>	<b>【国】 特定医療費 (指定難病) 助成</b> <u>61ページ</u> <small>障害者福祉課医療給付係 5662-1414</small>	<b>【都】 難病医療費助成 (マル都)</b> <u>61ページ</u> <small>障害者福祉課医療給付係 5662-1414</small>	

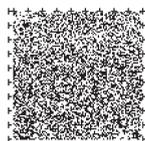


## ■ 障害者福祉を担当する問い合わせ先



〈障害者福祉課〉 区役所本庁舎2階 ①番窓口 FAX 3656-5874 (障害者福祉課共通)

窓 口	主な業務内容
庶務係 電話 5662-0054	①介護給付・訓練等給付などの経理関係事務
計画調整係 電話 5662-0044	①区立障害者(児)施設関係事務 ②障害者団体関係事務 ③地域自立支援協議会関係事務 ④福祉有償運送関係事務
認定係 ①② 電話 5662-1288 ③④ 電話 5661-2465 ⑤ 電話 5662-0131	①障害認定審査会関係事務 ②身体障害者手帳・愛の手帳の申請相談 ③精神障害者保健福祉手帳の申請相談 ④自立支援医療(精神通院医療)の支給 ⑤愛の手帳(療育手帳)判定予約
障害相談第一係 電話 5662-0052 障害相談第二係 電話 5662-0053	①身体障害者・知的障害者・難病の方の障害福祉サービス等申請受付(ヘルパー派遣、日中活動、移動支援、短期入所、施設入所等のご相談など) ②補装具費の支給 ③日常生活用具の給付 ④車いすの貸出し ⑤巡回入浴サービス ⑥住まいの改造助成 ⑦就労・通所などの進路相談
自立援助係 電話 5662-0062	①各種手当の支給 ②心身障害者医療費(マル障)の申請受付 ③寝具乾燥消毒等サービス・福祉理美容サービス ④おむつの支給・使用料の助成 ⑤重度脳性まひ者介護事業 ⑥民間緊急通報システム「マモルくん」 ⑦福祉タクシー券の助成 ⑧自動車燃料費・改造費・運転教習費の助成 ⑨民営バス割引証の発行 ⑩民間賃貸住宅家賃等の助成 ⑪NHK放送受信料の減免申請受付 ⑫都営交通無料乗車券の発行 ⑬有料道路割引サービス証明の申請受付 ⑭自立支援医療(更生医療)の支給
医療給付係 電話 5662-1414	①難病等医療費助成の申請受付 ②小児慢性特定疾病医療費助成の申請受付 ③大気汚染医療費助成の申請受付 ④公害健康被害補償の申請受付
事業者支援係 電話 5662-0712	①障害福祉サービス事業所等の指導・育成事務 ②特定相談支援事業所および障害児相談支援事業所指定業務 ③障害児通所支援事業所および障害児入所施設指定業務
権利擁護係 電話 5662-1993	①障害者理解・啓発に関すること ②障害者虐待・障害者差別・合理的配慮に関すること ③手話通訳者・要約筆記者の派遣
就労サポート係 電話 5662-5613	①障害者、就労困難者等に関する就労支援の推進に関すること



窓 口	主な業務内容
<b>基幹相談支援センター</b> 電話 5662-0089	障害者などへの総合相談窓口となっております。 <b>！ 詳細については78ページをご覧ください。</b>
<b>江戸川区24時間 障害者虐待通報ダイヤル</b> 電話 5662-1014	障害のある方への虐待や疑いがある場合は、ご連絡・ご相談ください。 <b>！ 詳細については76ページをご覧ください。</b>

〈江戸川区児童相談所「はあとポート」〉 江戸川区中央3-4-18

窓 口	主な業務内容
<b>江戸川区児童相談所 「はあとポート」</b> 電話 5678-1810 FAX 6231-4378	①18歳未満の児童の相談 ②児童福祉施設（児童養護施設・障害児入所施設など）の入所、里親への委託措置

〈保健予防課〉江戸川保健所 江戸川区中央4-24-19

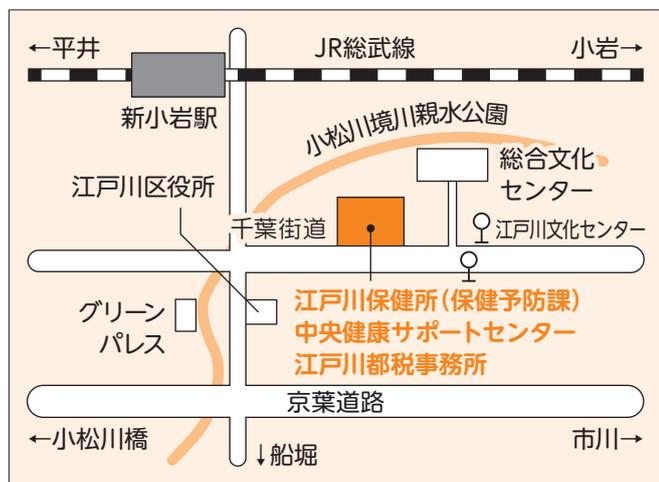
窓 口	主な業務内容
<b>精神保健係</b> 電話 5661-2479 FAX 3654-2401	精神障害者のための区委託事業

〈各健康サポートセンター〉

窓 口	障害者に関する主な事業内容
詳細は以下をご覧ください。 （15・16ページ参照）	①精神障害者保健福祉手帳の申請受付 ②自立支援医療（精神通院医療）の申請受付 ③精神障害者・難病の方の障害福祉サービス利用等の相談申請窓口 ④身体障害者・難病の方の相談業務

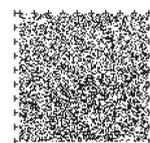
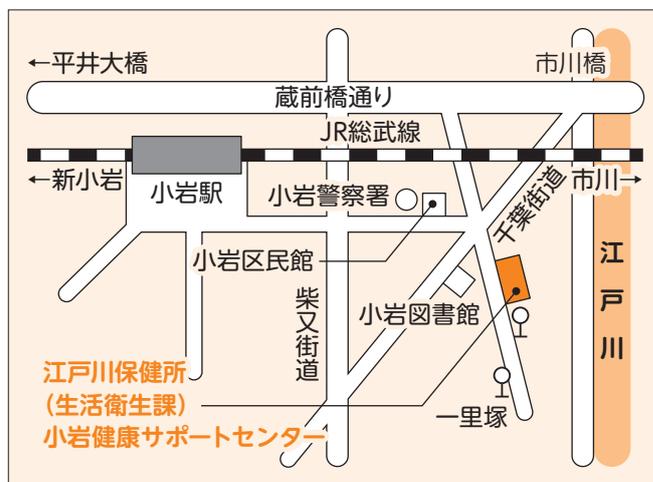
中央健康サポートセンター

電話 5661-2467 / F A X 3655-9925  
 〒132-8507 中央4-24-19 江戸川保健所内



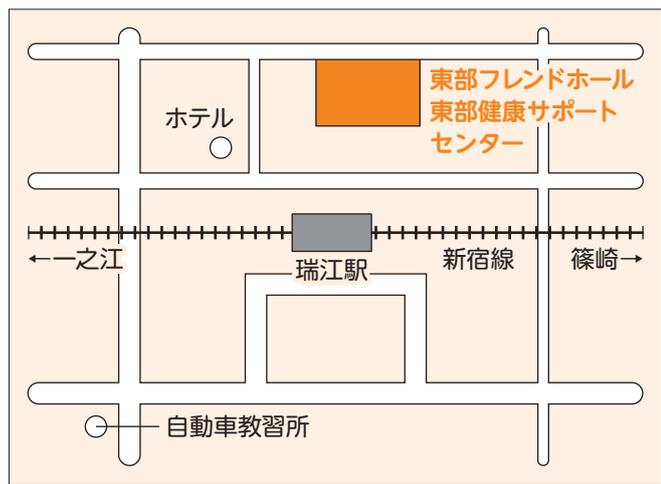
小岩健康サポートセンター

電話 3658-3171 / F A X 3671-5221  
 〒133-0052 東小岩3-23-3



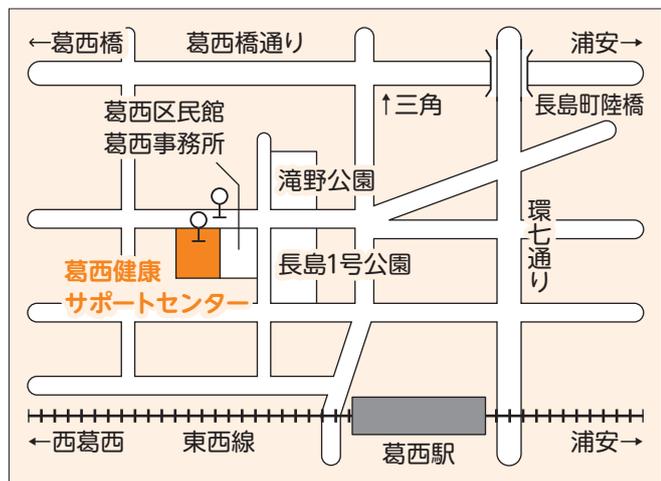
### 東部健康サポートセンター

電話 3678-6441 / F A X 3678-6444  
〒132-0011 瑞江2-5-7 東部フレンドホール内



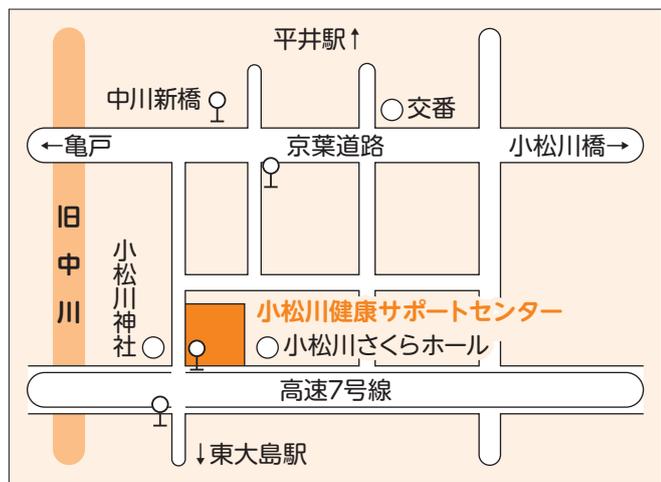
### 葛西健康サポートセンター

電話 3688-0154 / F A X 3878-9834  
〒134-0083 中葛西3-10-1



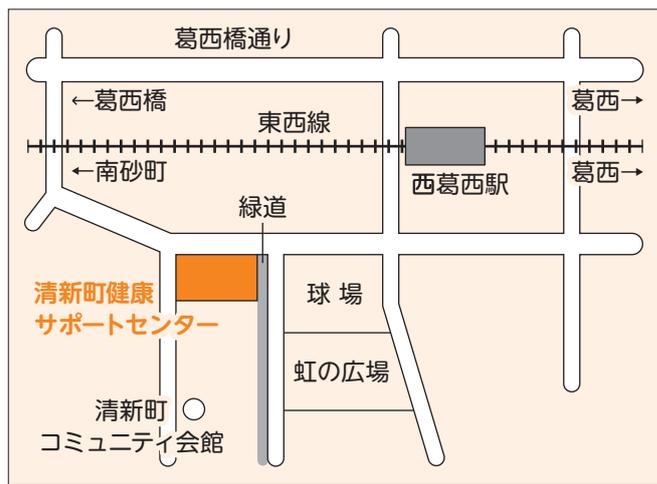
### 小松川健康サポートセンター

電話 3683-5531 / F A X 3683-5664  
〒132-0034 小松川3-6-1



### 清新町健康サポートセンター

電話 3878-1221 / F A X 3878-9847  
〒134-0087 清新町1-3-11



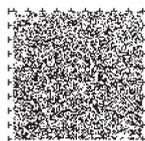
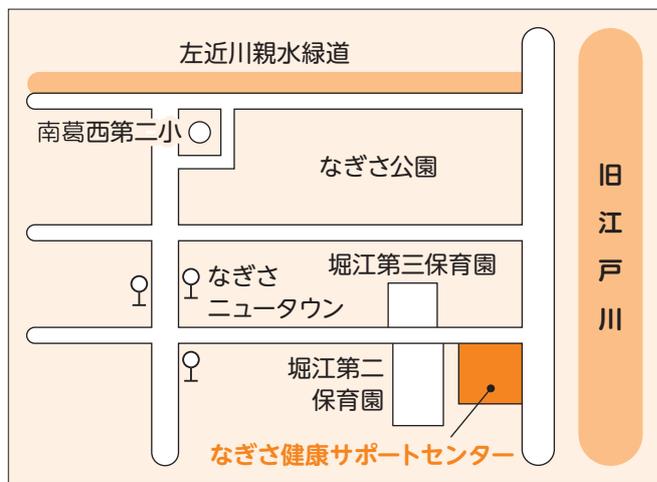
### 鹿骨健康サポートセンター

電話 3678-8711 / F A X 3678-8714  
〒133-0073 鹿骨1-55-10



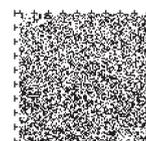
### なぎさ健康サポートセンター

電話 5675-2515 / F A X 5675-2519  
〒134-0085 南葛西7-1-27

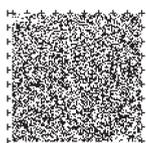
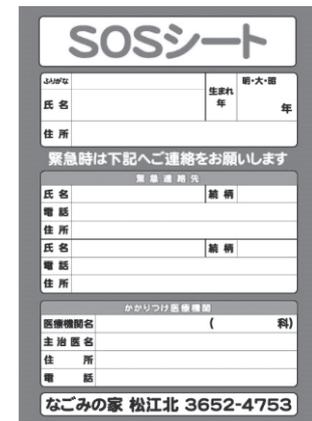


〈民生・児童委員／江戸川区口腔保健センター／江戸川区社会福祉協議会〉

窓 口	主な業務内容
<p>民生・児童委員 (問い合わせ先 :福祉推進課庶務係)</p> <p>☎ 5662-5026 ☎ 3652-9857</p>	<p>厚生労働大臣の委嘱を受けた地域福祉の向上に努めるボランティアで、介護・生活上の悩み事などさまざまな相談に応じ、地域と区を結ぶパイプ役として活動しています。</p> <p>民生・児童委員には、秘密を守る義務が課せられていますので、安心してご相談ください。</p>
<p>江戸川区口腔保健センター (にこにこ歯科診療所)</p> <p>☎ 5667-8020 ☎ 5667-8022</p> <p>〒134-0013 江戸川5-14-4</p>	<p>障害のある方や要介護高齢者で、地域の歯科医院で治療を受けることが難しい方の歯科診療を行います。</p> <p>専任の歯科医師のほか、障害者(児)の歯科診療の特別な研修を受けた歯科医師が診療を行います。(予約制)</p> <p>①障害者(児)・要介護高齢者の歯科診療 ②摂食嚥下指導(食べ物を飲み込むこと) ③口腔ケア(歯と口の中のお手入れ) ④地域のかかりつけ医との連携 ⑤高次医療機関への紹介</p>
<p>江戸川区社会福祉協議会 グリーンパレス1階</p> <p>☎ 5662-5557 ☎ 3654-2940</p> <p>〒132-0031 松島1-38-1</p>	<p>民間の団体(社会福祉法人)で、地域の社会福祉の増進のための事業を行っています。</p> <p>①車いすの貸出し ②車いす対応の軽自動車(ハンディキャブ)の貸出し ③生活福祉資金の貸付け</p>
<p>安心生活センター ☎ 3653-6275</p>	<p>障害・認知症などによってひとりで契約の手続きを決めることが心配な方の相談、支援を行っています。</p> <p>①成年後見制度の利用・相談 ②安心生活サポート事業(日常生活自立支援事業)の利用・相談 ③福祉サービスに関する苦情相談</p>



窓 口	主な業務内容
<p>なごみの家北小岩</p> <p>☎ 3672-7753</p> <p>☎ 5876-7755</p> <p>北小岩6-17-9</p>	<p>①なんでも相談 ⇒身近で気軽に相談できる窓口です。</p> <p>②誰でも集える交流の場 ⇒気軽に立ち寄ってお話しができる地域交流の場です。</p> <p>③地域のネットワークをつなげる機能 ⇒町会・自治会、民生・児童委員、医療・介護関係者、警察・消防などが互いに協力関係を築き、地域住民へ支援します。</p> <p><b>〈見守りキーホルダー〉</b> ご自身の身元やかかりつけ医療機関などの情報を登録します。外出先での急変時などに、キーホルダーの番号で、救急隊や警察からの照会に対応します。各なごみの家で登録できます。</p> <p><b>❗ 障害者手帳をお持ちください。</b></p> <p><b>〈SOSシート〉</b> ご自宅で救急車を要請した際に、かかりつけ医療機関などの情報が救急隊員にすぐに伝わることを目的としたシートです。各なごみの家で配布しています。</p> <p><b>❗ 障害者手帳をお持ちください。</b></p>
<p>なごみの家小岩</p> <p>☎・☎ 3658-4753</p> <p>東小岩5-19-8</p>	
<p>なごみの家鹿骨</p> <p>☎・☎ 3670-4753</p> <p>鹿骨1-54-2</p>	
<p>なごみの家瑞江</p> <p>☎ 5636-7753</p> <p>☎ 5636-7762</p> <p>江戸川2-33-18</p>	
<p>なごみの家松江北</p> <p>☎・☎ 3652-4753</p> <p>中央2-13-12</p>	
<p>なごみの家一之江</p> <p>☎ 5661-6753</p> <p>☎ 5661-6754</p> <p>一之江4-1-18</p>	
<p>なごみの家長島桑川</p> <p>☎・☎ 3680-2753</p> <p>東葛西6-34-1</p>	
<p>なごみの家葛西南部</p> <p>☎ 5659-0753</p> <p>☎ 5659-0755</p> <p>清新町2-7-20</p>	
<p>なごみの家小松川平井</p> <p>☎ 5858-9753</p> <p>☎ 5858-9783</p> <p>平井1-9-6</p>	



# 障害者手帳

## ■ 障害者手帳の申請

障害者手帳を申請し交付を受けることで受給できるようになるサービスがあります。

<b>身体障害者手帳</b>	<b>身</b>	
◆ 認定係（電話：5662-1288 / FAX：3656-5874）		

## 内容

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当する方に交付されます。障害の程度によって(重度)1級から(軽度)6級の等級があります。各種の福祉サービス(手当、制度など)を受けるために必要となるものです。

## 交付対象

指定医師による診断を受け、下記の表の障害に該当する方

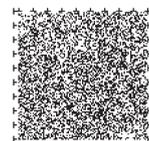
障害部位	等級
視覚障害	1級～6級
聴覚障害	2級～4級、6級
平衡機能障害	3級、5級
音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	3級、4級
肢体不自由 (上肢・下肢・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)	1級～7級
肢体不自由(体幹)	1級～3級、5級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸機能障害	1級、3級、4級
肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級

**！ 肢体不自由の7級単独では手帳交付の対象とはなりません。**

## その他の手続き

手帳の内容に変更があるときには、手続きが必要です。

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①住所・氏名・保護者に変更があったとき</li> <li>②手帳を紛失・破損したとき</li> <li>③手帳の写真を新しくしたいとき、<br/>手帳の様式を変更したいとき</li> <li>④障害内容に追加または程度の変更があったとき</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤再認定の手続きが必要なとき(必要な場合のみ手帳の障害名等に記載あり)</li> <li>⑥身体障害者福祉法に定める障害程度に該当しなくなったとき</li> <li>⑦本人が死亡したとき</li> </ul> |
|--|---|



愛の手帳（療育手帳）



◆ 認定係（電話：5662-0131／FAX：3656-5874）

内容

知的障害者（児）が各種の福祉サービス（手当、制度など）を受けるために、東京都が交付している手帳です。国の制度として療育手帳があり「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。障害の程度は判定により1度～4度に区分されます。数字が小さいほど障害が重く、1度が最重度、2度が重度、3度が中度、4度が軽度となっています。

交付対象

東京都愛の手帳交付要綱で定められる判定基準に該当する方に交付されます。

申請方法

申請時の年齢によって、判定機関が異なります。以下の機関に直接予約をして判定を受けてください。

<p>18歳以上の方</p>	<p><b>東京都心身障害者福祉センター</b>                  ☎電話 3235-2961                  〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎                  （セントラルプラザ）14階</p>
<p>18歳未満の方</p>	<p><b>認定係</b>                  ☎電話 5662-0131                  〒132-8501 江戸川区中央1-4-1</p>

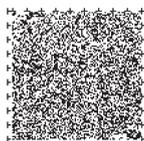
❗ 障害の程度に大きな変化があったときや、3歳、6歳、12歳、18歳に更新の判定を受けていただくことになっています。

❗ 手帳の交付は、申請後2か月程度かかる場合があります。

その他の手続き

手帳の内容に変更があるときには、手続きが必要です。

- ①住所・氏名・保護者に変更があったとき
- ②手帳を紛失・破損したとき
- ③手帳の写真を新しくしたいとき、手帳の様式を変更したいとき
- ④障害の程度が変更されたとき
- ⑤東京都愛の手帳交付要綱で定める判定基準に該当しなくなったとき
- ⑥本人が死亡したとき



身体障害者・愛の手帳の障害福祉サービス利用等の相談窓口

身 知



◆障害相談第一係・第二係(電話 5662-0052、5662-0053)

❗ サービスについては25ページをご覧ください。

精神障害者保健福祉手帳

精



◆認定係(電話：5661-2465／FAX：3656-5874)

◆各健康サポートセンター 15・16ページ参照

内容

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップのある方が申請することにより交付されます。

障害等級は、障害の程度によって1級～3級の等級があります(重・1級～軽・3級)。

交付対象

精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方  
申請には、精神障害に係る医療機関への初診日から6か月を経過している必要があります。

そのほかの手続き

手帳の内容に変更があるときには、手続きが必要です。詳しくは、保健所・各健康サポートセンターまでご連絡ください。

- ①住所・氏名に変更があったとき
- ②手帳を紛失・破損したとき

❗ 自立支援医療費制度(精神通院医療)と同時に申請する場合は、必要書類が異なる場合があります。事前にお問い合わせください。

精神障害者の障害福祉サービス利用等の相談窓口

精



◆障害相談第一係・第二係(電話 5662-0052、5662-0053)

◆各健康サポートセンター 15・16ページ参照

◆地域活動支援センターえどがわ(電話：5879-0708)

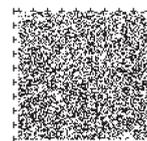
◆地域活動・相談支援センターかさい(電話：5679-6445)

◆地域活動支援センターはるえ野(電話：5664-6072)

◆地域活動支援センターこまつがわ(電話：5858-6421)

◆地域活動支援センターさんかく(電話 6808-5001)

◆地域活動支援センターこいわ(電話 5655-9100)



## 精神障害者のための区委託事業

**精**



〈問い合わせ窓口〉

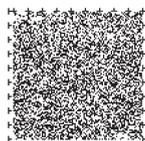
◆保健予防課精神保健係 (電話: 5661-2479 / FAX: 3654-2401)

〈相談窓口〉 ◆各健康サポートセンター 15・16ページ参照 ◆委託先事業所

詳細は、えどがわ心の健康ガイドブック（二次元コード）をご参照ください。

**！ 委託先は変更になる場合があります。**

事業名	内容	委託先事業所
精神障害者 地域生活安定化 支援事業	地域で暮らす精神障害者の病状悪化による問題行動やトラブル発生等の緊急事態を防ぐため、一定期間、訪問を中心としたきめ細やかな支援を実施します。	地域活動支援センターえどがわ 電話 5879-0708 地域活動支援センターこまつがわ 電話 5858-6421 地域活動支援センターさんかく 電話 6808-5001
精神障害者 居住支援事業	賃貸契約のアパートなどへ入居を希望している精神障害者の住まい探しと、転居後の生活を支援します。	地域活動支援センターえどがわ 電話 5879-0708 地域活動・相談支援センターかさい 電話 5679-6445 地域活動支援センターこまつがわ 電話 5858-6421 地域活動支援センターこいわ 電話 5655-9100
精神障害者 自立生活体験事業	自立した生活をめざし、一人暮らしの体験ができます。疲れがたまってきたときなど、休息のための利用もできます。	東京ソテリアハウス 電話 5879-3312 遊牧舎 電話 080-9345-5885
高次脳機能障害者 支援事業	専門医による個別相談、訓練などの事業や、随時相談などを行っています。	地域活動支援センターはるえ野 電話 5664-6072
精神障害者 ピアサポーター 育成事業委託	精神障害者の視点を重視した支援の充実、本人も活動を通して自立を目指す事を目的とし、地域においてピアサポーターの育成などを行っています。	地域活動支援センターこまつがわ 電話 5858-6421
精神障害者 就労支援事業	就労を希望する精神障害者に対し、個々のニーズに合わせ関係機関と協力し就職と就職後の支援をします。	地域活動支援センターえどがわ 電話 5879-0708 地域活動・相談支援センターかさい 電話 5679-6445 地域活動支援センターこまつがわ 電話 5858-6421 地域活動支援センターさんかく 電話 6808-5001 地域活動支援センターこいわ 電話 5655-9100



## ■ 発達障害の方

<b>発達相談・支援センター（来所相談は予約制）</b>	<b>知 精</b>	
◆ 発達相談室なないろ（18歳未満の方） 電話：5875-5101 ◆ 発達障害相談センター（18歳以上の方） 電話：5875-5401		

### 内容

発達について気になることがありましたら、発達障害相談専門員がご相談に応じます。

### 対象

江戸川区にお住まいの知的障害を伴わない発達障害（またはその疑い）のある方とそのご家族および支援者

### 発達障害者（児）のサービス

知的障害を伴う場合は「知的障害者」として、知的障害を伴わない場合は「精神障害者」として、手帳の有無にかかわらず、医師の診断などにより障害福祉サービス等の対象になります。  
また、児童（18歳未満）については児童福祉法によるサービスが受けられます。

## ■ 難病の方

<b>難病の方の障害福祉サービス等の利用</b>	<b>難</b>	
◆ 障害相談第一係・第二係（電話：5662-0052・5662-0053／FAX：3656-5874） ◆ 各健康サポートセンター 15・16ページ参照		

### 内容

身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められた障害福祉サービス（ヘルパーの利用、福祉用具の給付など）が利用できます。

ヘルパー・施設などの利用について

「障害福祉サービス等について」（8～11ページ、25～27ページ）をご参照ください。

補装具費の支給について

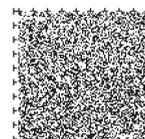
詳しくは、「補装具費の支給」（36～37ページ）をご参照ください。

日常生活用具の給付について

詳しくは、「日常生活用具の給付」（40～46ページ）をご参照ください。

### 対象

障害者総合支援法第4条第1項に規定する特殊の疾病に該当する方



## 医療的ケア児の方

### 医療的ケア児に関する相談窓口(区内)



- ◆障害相談第一係・第二係(電話：5662-0052・5662-0053 / FAX：3656-5874)
- ◆各健康サポートセンター 15・16 ページ参照

区では、えどがわ医療的ケア児ガイドを作成しています。二次元コードをご参照ください。

### 医療的ケア児とは

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年9月18日施行)」において、「医療的ケア児」とは、「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等に在籍するもの)」と定義されています。

### 対象

江戸川区にお住まいの医療的ケアが必要な方とそのご家族および支援者

### 医療的ケア児のサービス

障害者手帳の有無にかかわらず、医師の診断などにより児童福祉法によるサービスや障害福祉サービス等の対象になります。

### 医療的ケア児コーディネーター



- ◆江戸川区立希望の家(電話：3680-1531 / FAX：5605-3271)

### 内容

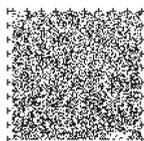
医療的ケア児とその家族に対して保健、医療、福祉、子育て、教育などのサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児およびその家族をつなぐ役割を担っています。

### 医療的ケア児養育者支援事業



- ◆権利擁護係(電話：5662-1993 / FAX：3656-5874)

### 内容



区と委託契約した病院が、医療的ケアを必要とするお子さんをお預かりし、お子さんの健康の保持や、その介護を行う家族等の負担軽減をするための事業です。  
(注)受け入れ病院は東京都内の病院になります。

# 障害福祉サービスなど

## ■ 障害福祉サービス等について



### 問い合わせ先

◆身体障害の方 ◆難病の方 ◆知的障害の方 ◆精神障害の方

障害相談第一係・第二係(電話：5662-0052・5662-0053

／FAX：3656-5874)

❗ 障害児(18歳未満)の施設入所は江戸川区児童相談所(電話5678-1810)にご相談ください。

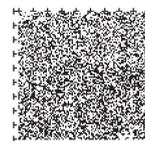
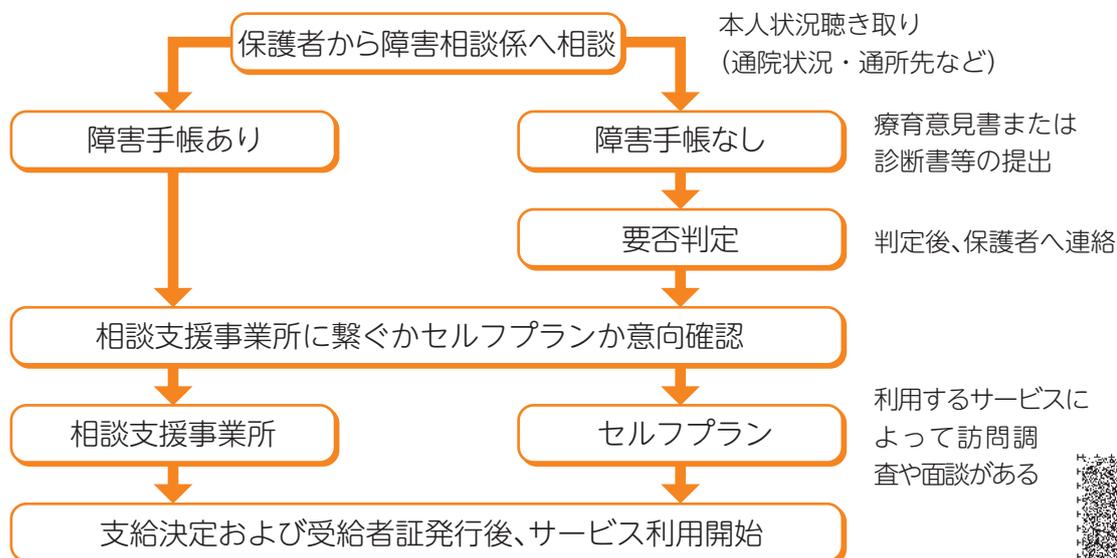
### 内容

障害のある方が安心して暮らし続けることができるように、障害の種類や状況など勘案すべき事項を踏まえて個別的に支給決定を行います。サービスの利用には申請が必要です。申請後、障害支援区分認定調査を行い、認定された障害支援区分(必要とされる支援の度合いが低い「区分1」～高い「区分6」)に応じてヘルパーによる支援などのサービスが利用できます。詳しくは各相談窓口にお問い合わせください。利用できるサービスについては、8～11ページをご覧ください。

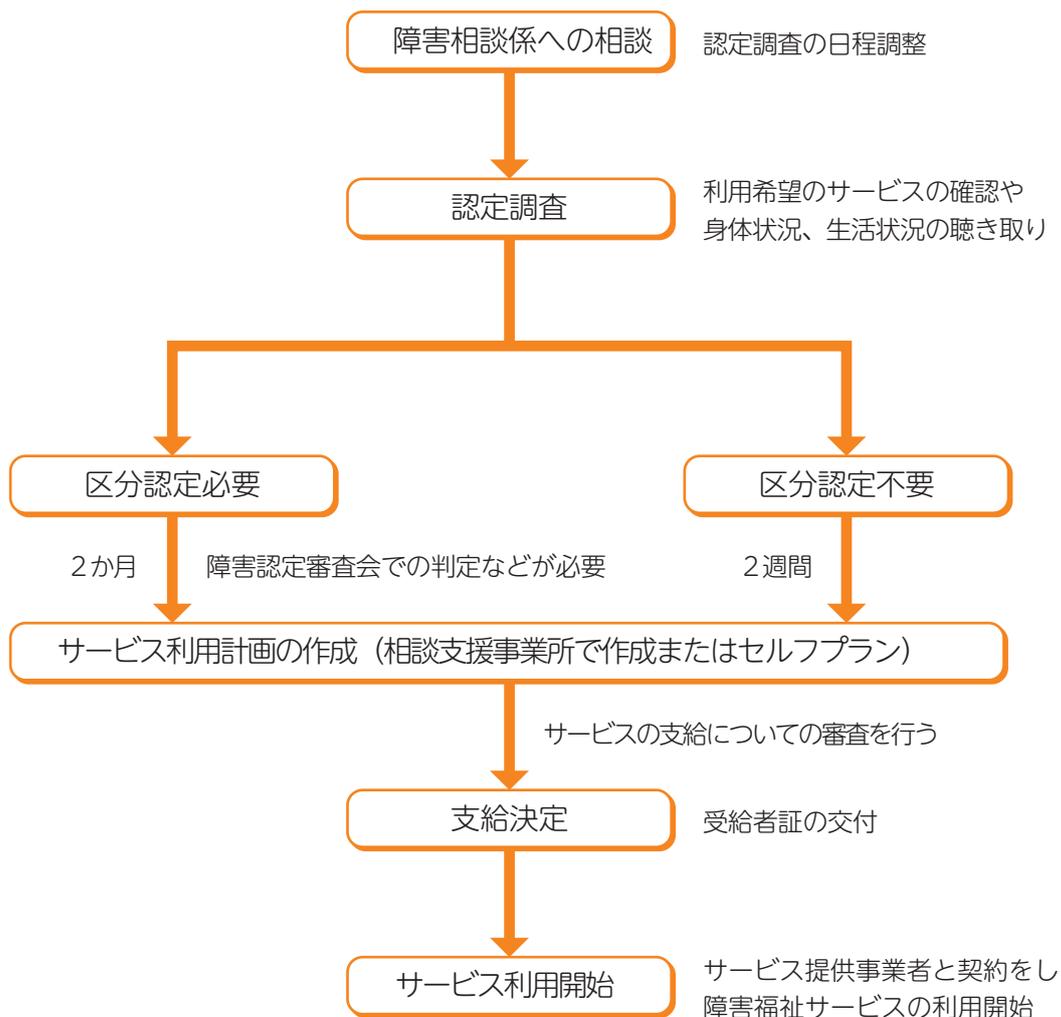
❗ 介護保険制度の対象となる65歳以上の方および特定疾病(16疾病)により介護が必要になった40歳～64歳の方については、原則として介護保険サービスの利用が優先されます。障害福祉固有のサービスは利用できる場合もあります。

❗ 労働者災害補償保険法(労災)の対象となる方は労働者災害補償保険法サービスが優先になります。障害福祉固有のサービスは利用できる場合もあります。

### 申請から支給までの流れ(18歳未満の障害児)



## 申請から支給までの流れ(18歳以上の障害者)

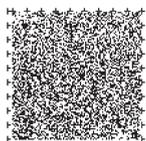


## サービス等利用計画・障害児支援利用計画・モニタリング

「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」は、障害者(児)が置かれている環境、生活実態などを踏まえ、利用するサービス等をご本人などと一緒に考えながら、相談支援専門員が作成するものです。

サービスの利用開始後、サービス等利用計画・障害児支援利用計画が適切かどうか定期的にモニタリングを行い検証し、必要に応じて計画の変更などを行います。

- ❗ 利用者負担はありません。
- ❗ 区内の相談支援事業所は、区ホームページでご確認ください。
- ❗ 「特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者」に依頼せずに、ご本人などがセルフプランを作成することも可能です。



## 利用者負担

サービスを利用したときの利用者負担は、負担能力に応じた負担(応能負担)となっています。利用者の世帯における所得に応じて負担上限月額(前年の所得に応じて1年ごとに改定)が設定され、上限月額に至るまでは費用の1割を負担していただきます。

世帯区分		対 象	負担上限額(月額)
生活保護		生活保護受給世帯の方	0円
低所得		住民税非課税世帯の方	0円
一般1	18歳未満	住民税課税世帯の方 (区民税所得割28万円未満)	4,600円
	18歳以上	住民税課税世帯の方 (区民税所得割16万円未満)	9,300円
一般2		住民税課税世帯で 上記「一般1」に該当しない方	37,200円

**!** 20歳以上の入所施設・グループホーム利用者は、住民税課税世帯の場合「一般2」として取扱い、月額負担上限額は37,200円となります。

**!** 施設などを利用した場合の食費や光熱水費は、原則として実費負担になります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、以下のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18歳、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する18歳、19歳を含む）	保護者の属する世帯員全員

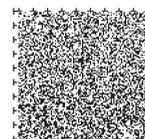
## 高額障害福祉サービス等給付費の支給

同一世帯の方が同一の月に受けたサービスに係る負担額の合算額が、基準額を超えている場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます（償還払い）。

## 児童通所支援（障害児通所支援）に係る利用者負担額の多子軽減措置について

就学前の児童通所支援(障害児通所支援)を利用している児童、または幼稚園などに通う児童が同じ世帯に2人以上いる場合、あるいは年収360万円未満(区民税所得割合計額が77,101円未満)の世帯で保護者と生計を同じくする兄姉(年齢問わず)がいる場合は、申請により2人目以降の未就学児の児童通所支援の利用者負担額が軽減されます。原則満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間、障害児通所支援などの利用者負担額が無償化されます。

東京都では令和5年10月より0～2歳の第2子以降の利用者負担額が無償化となりました。無償化を受けるには事前に都への申請手続が必要となります。



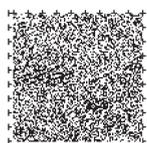
# 日常生活の支援

## ■ 在宅での支援

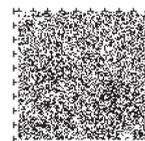
在宅の方向けのサービスです。詳細については区ホームページをご覧ください。



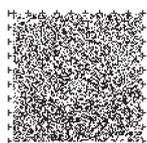
	障 害	対 象 者	助 成 内 容	窓 口
日常生活の支援／在宅での支援	寝具乾燥消毒・ 水洗いクリーニング	<b>身 知 精</b> ①重度心身障害者手当または特別障害者手当・障害児福祉手当を受けている方 ②60歳以上で要介護4または要介護5の在宅の方 (生活保護受給者は除く)	対象者が使用している寝具を月に1回乾燥消毒します。 また、年2回水洗いクリーニングをします。  <b>❗ 1割の自己負担があります。</b>	<対象者①の方> <b>◆自立援助係</b> 電話 5662-0062 FAX 3656-5874  <対象者②の方> <b>◆介護保険課相談係</b> 電話 5662-0061 FAX 5663-5172
	福祉理美容サービス	<b>身 知 精</b> ①重度心身障害者手当または特別障害者手当を受けている方 ②60歳以上で要介護4または要介護5の在宅の方 (生活保護受給者は除く)	対象者が自宅にて理容師または美容師の出張サービスを受けられる福祉理美容券を支給しています。 (上限年間6枚)  <b>❗ 1割の自己負担があります。</b>	<b>❗ 両方の要件を満たす方は、介護保険課相談係へお問い合わせください。</b>
	紙おむつ・防水シーツ支給	<b>身 知</b> 下記のいずれかに該当して紙おむつの使用が必要な方 (生活保護受給者および一部の施設入所者は除く)  ①3歳以上60歳未満で身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方 ②60歳以上で新規に申請される方	<b>紙おむつ・防水シーツ支給</b> 申請後に直接委託業者へカタログより注文することで、配送にて現物を支給します。なお、防水シーツも年1回(2枚)支給できます。  <b>❗ 1割の自己負担があります。</b>  <b>おむつ使用料の助成</b> 区で支給される紙おむつが持ち込めない病院へ入院されている方が、おむつ代を支払った場合に、その使用料の9割分を助成します。 (月額8,100円上限)	<対象者①の方> <b>◆自立援助係</b> 電話 5662-0062 FAX 3656-5874  <対象者②の方> <b>◆介護保険課相談係</b> 電話 5662-0061 FAX 5663-5172  <b>◆各熟年相談室</b> <b>◆各健康サポートセンター</b> (15・16ページ参照)



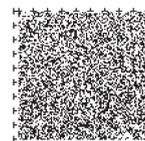
	障害	対象者	助成内容	窓口
巡回入浴サービス	身 知	<p>下記のいずれかに該当する常時寝たきりの状態の方またはこれと同程度の方で家庭での入浴が困難な原則 18 歳以上の方。(介護保険に該当する方を除きます。)</p> <p>①身体障害者手帳 1 級・2 級の方 ②愛の手帳 1 度・2 度の方</p>	<p>巡回入浴車による入浴サービスを最大週 2 回ご利用できます。日中活動にて入浴サービスをご利用される方は利用回数に制限があります。</p> <p><b>！ 利用者の世帯における所得に応じ、費用の 1 割までを負担していただきます。</b></p>	<p>◆障害相談第一係・第二係</p> <p>☎電話 5662-0052 ☎電話 5662-0053 ☎FAX 3656-5874</p>
重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業	身 知	<p>医療的ケア(呼吸管理、栄養管理、排泄管理など)を必要とする在宅の重症心身障害児(者)または医療的ケアを必要とする障害児を介護する家族など。</p> <p><b>！ 重症心身障害児(者)とは、18 歳未満で重度の肢体不自由および重度の知的障害が重複している状態になり、現在もその状態にある方です。</b></p>	<p>区と委託契約を締結した訪問看護ステーションなどの看護師が自宅に出向き、介護者である家族などが行っている医療的ケアなどを一定時間代替します。</p> <p>・年間利用時間 144時間 ・サービス提供単位 1 回あたり 2 時間から 4 時間までの 30 分単位</p> <p><b>！ 利用者の世帯における所得に応じ、費用の 1 割までを負担していただきます。</b></p>	
重度障害者等就労支援事業	身 知 精	<p>下記のすべてに該当する方。</p> <p>①重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方 ②民間企業に雇用されている、または自営業を営んでおり就労継続のために本事業の必要性が見込まれる方 ③1 週間の所定就労時間が 10 時間以上の方</p>	<p>重度障害者等の方が就労する場合に通勤の支援や職場での身体介護などの支援を行います。</p> <p>・重度訪問介護の方 : 月 160 時間以内 ・同行援護、行動援護の方 : 月 80 時間以内</p> <p><b>！ 利用者の世帯における所得に応じ、費用の 1 割までを負担していただきます。</b></p>	



	障害	対象者	助成内容	窓口
在宅重症(心身障害児(者)等)訪問事業	身 知	<p>在宅で生活する重症心身障害児(者)および医療的ケア児で、本事業が必要であると認められた方</p> <p>❗ <u>重症心身障害児(者)とは、18歳未満で重度の肢体不自由および重度の知的障害が重複している状態になり、現在もその状態にある方です。</u></p> <p>❗ <u>医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障害児、そのほかの日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいいます。申請時の年齢は18歳未満の方です。</u></p>	<p>ご家族が安心してお子様の在宅療養に当たれるよう、原則週1回看護師がご家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談などの支援を行います。</p> <p>必要な場合のみ年1回医師などによる訪問健康診査、療育相談があります。</p> <p>事業の利用期間は原則1年以内です。</p> <p>看護・介護の代替や介護者の負担軽減、休養などを目的とした事業提供はしていません。</p>	<p>◆各健康サポートセンター (15・16ページ参照)</p> <p>❗ <u>お住まいの地域によって窓口が異なります。</u></p>
民間緊急通報システム「マモルくん」	身 知	<p>①65歳未満で身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方</p> <p>②65歳以上の方</p>	<p>警備業者と連携し、緊急通報システム(火災感知器などを含む)を設置します。</p> <p>❗ <u>利用料金は自己負担となりますが、一定条件を満たす場合には減額制度があります。</u></p>	<p>〈対象者①の方〉</p> <p>◆自立援助係 電話 5662-0062 FAX 3656-5874</p> <p>〈対象者②の方〉</p> <p>◆介護保険課 ◆各熟年相談室 ◆各健康サポートセンター (15・16ページ参照)</p> <p>問い合わせ ◆福祉推進課孝行係 電話 5662-0314 FAX 3652-9857</p>
重度脳性まひ者介護事業	身	<p>18歳以上で1人での屋外活動が困難な重度脳性まひ者のうち、身体障害者手帳1級の方</p> <p>❗ <u>介護保険に該当する方は介護保険サービスが優先されます。</u></p>	<p>1か月に12回分の介護券を発行します。(1回は1日を単位とします)</p> <p>❗ <u>介護者は家族の方に限ります。</u></p> <p>❗ <u>短期入所を除く障害福祉サービス、介護保険制度の一部サービスとの併用はできません。</u></p>	<p>◆自立援助係 電話 5662-0062 FAX 3656-5874</p>



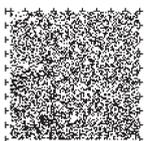
	障害	対象者	助成内容	窓口
住まいの改造助成	身	<p>①65歳未満で身体障害者手帳下肢・体幹機能障害1級～3級以上の方 補装具として車いすの支給を受けた内部障害の方</p> <p>②60歳以上で介助を要する方</p> <p><b>！以下の点にご注意ください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築・増改築・リフォームに対する改造費用は対象となりません。</li> <li>・日常生活用具(小規模改修などの設備改善43ページ～)の利用が優先となり、必要に応じ、不足する分を助成します。</li> </ul>	<p>現在お住まいの家屋で車いすなどを利用して暮らしやすい生活ができるように、段差の解消や手すりの取付けなどの住まいを改造する費用を助成します。(原則3か月以上居住している家屋を対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・200万円を限度とし、所得により改造工事費用の8割～10割を助成します。</li> <li>・設備改善給付費および介護保険の住宅改修費を控除した額になります。</li> </ul>	<p>〈対象者①の方〉</p> <p>◆障害相談第一係 ・第二係</p> <p>☎電話 5662-0052 ☎電話 5662-0053 ☎FAX 3656-5874</p> <p>〈対象者②の方〉</p> <p>◆介護保険課給付係</p> <p>☎電話 5662-0309 ☎FAX 5663-5172</p>
家具の転倒防止	身 知 精	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の方のみの世帯で、自力で取付けが困難な世帯。(65歳以上の熟年者のみの世帯も取り付けます)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具の転倒防止金具(L字金具など)の取付けを無料で行います。</li> </ul> <p><b>！室内たんす、食器棚、冷蔵庫など9か所まで</b></p>	<p>◆福祉推進課住宅係</p> <p>☎電話 5662-0517 ☎FAX 3652-9857</p>
民間賃貸住宅家賃等の助成	身 知	<p>下記のいずれかに該当する方がおり、民間賃貸住宅に住み、取壊しなどで転居を求められている世帯</p> <p>①身体障害者手帳1級～4級の方または愛の手帳をお持ちの方がいる世帯</p> <p>②75歳以上の方のみで構成される世帯または75歳以上の方とその配偶者のみで構成される世帯</p>	<p>民間賃貸住宅に住み、取壊しなどで転居を求められている世帯に転居後と転居前の家賃の差額(上限2万円)および礼金などの転居一時金を助成します。</p> <p><b>！転居先住宅の契約後の申請は助成対象になりませんので、希望される方は事前に右記担当係にお問い合わせください。</b></p> <p><b>！世帯合計所得が「都営住宅の所得基準」を超えている場合、助成は受けられません。</b></p>	<p>〈対象者①の方〉</p> <p>◆自立援助係</p> <p>☎電話 5662-0062 ☎FAX 3656-5874</p> <p>〈対象者②の方〉</p> <p>◆福祉推進課住宅係</p> <p>☎電話 5662-0517 ☎FAX 3652-9857</p>



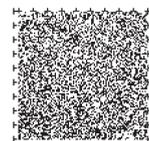
## ■ 外出時などの支援



	障害	対象者	助成内容	窓口
福祉タクシー券の助成	身 知	身体障害者手帳 ・視覚障害 1級・2級 ・下肢・体幹・運動機能障害（移動機能） 1級～3級 ・内部障害 1級（心臓・じん臓・ぼうこうまたは直腸・小腸・免疫・肝臓） ・呼吸器機能障害 1級・3級（外出時に携帯酸素を利用） ・愛の手帳 1度・2度  （燃料費助成のみ対象） ・身体障害 上肢1級・2級で自動車を運転される方	タクシーを利用しなければ移動が困難な方に、区の委託したタクシーに乗車するときに利用できる福祉タクシー券を交付します。（1か月1冊3,000円分）  なお、区の委託したタクシーには車いすおよびストレッチャーが乗降できる車両もあります。	◆自立援助係 ☎電話 5662-0062 ☎FAX 3656-5874
自動車燃料費の助成	身 知	① 等級は障害部位の等級で判定します。総合等級ではありません。 ② 入院または施設に入所中の方は対象外となります。（一部対象の施設があります） ③ 福祉タクシー券の助成と自動車燃料費の助成は選択制です。	本人および介護者（原則同居の家族）が日常生活のために自動車を使用している方に、ガソリン代の一部を助成します。（月額3,000円を上限）  ① 事前に自動車、運転者の登録が必要です。 ② 登録できる自動車および所有者、運転者についても要件があります。	
自動車運転教習費の助成	身 知	区内に3か月以上居住し、下記のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳 ・総合等級1級～3級の方 ・下肢および体幹機能障害4級・5級の歩行困難な方（医師の意見書が必要） ・内部障害4級の歩行困難な方（医師の意見書が必要）  ② 愛の手帳1度～4度	教習所卒業後、免許証を取得した方は四輪自動車運転教習所入所料、技能教習料、学科教習料、教材費に相当する費用の一部（実支出額の2/3で上限20万円まで）を助成します。  ① 障害者本人の前年の所得税額が40万円以下の方に限ります。 ② 教習所卒業後の申請はできませんので、希望される方は事前に上記窓口にご相談ください。	



	障 害	対 象 者	助 成 内 容	窓 口
自動車改造費の助成	身	<p>区内在住で就労などに伴い自ら運転する自動車を取得するときに改造を要し、かつ下記のいずれかに該当する方</p> <p>身体障害者手帳 総合等級1級および2級で 上肢または下肢または体幹機能障害の方</p> <p>❗ <u>障害者本人および扶養義務者などへの所得制限があります。</u></p> <p>❗ <u>過去5年以内に改造費助成を受けていない方が対象です。</u></p>	<p>助成対象である操向装置および駆動装置に対する改造費用の一部（実支出額の2/3で上限25万円まで）を助成します。</p> <p>❗ <u>助成対象箇所以外の改造費用については助成することができません。</u></p> <p>❗ <u>改造後の申請はできませんので、希望される方は事前に自立援助係にご相談ください。</u></p>	<p>◆自立援助係</p> <p>☎ 5662-0062</p> <p>☎ 3656-5874</p>
福祉有償運送	身 知 精	<p>1人では公共交通機関やタクシーの利用が困難な区内在住の障害のある方、要介護・要支援認定を受けている方</p>	<p>国土交通省による福祉有償運送の登録を受けた区内の法人が、リフト付き車両などにより、有償にて送迎を行います。</p> <p>❗ <u>なお、利用の際には事前に会員登録が必要です。</u></p>	<p>◆ハンディキャブ 江戸川区民の会</p> <p>☎ 5667-3321</p> <p>☎ 5667-3323</p> <p>◆共慈会</p> <p>☎ 3686-4477</p> <p>☎ 3686-4604</p>
車いす移送自動車の貸出し	身	<p>車いすを使用している方</p>	<p>介添えの方と共に外出できる自動車です。</p> <p>軽自動車（車いす1台と2・3人乗車可）が2台あります。</p> <p>利用料金は無料で、燃料費は自己負担です。</p>	<p>◆社会福祉協議会</p> <p>☎ 5662-5557</p> <p>☎ 3654-2940</p>



## 車いすの貸出し



◆ 問い合わせ先は下記をご覧ください。

### 内容

疾病、けがなどにより一時的に車いすが必要になった方が通院、通学、各種行事の参加、旅行、散歩などに利用するとき車いすを無料で貸出します。在庫状況をお問い合わせのうえお越してください。

❗ 原則、貸出し最長期間を超えての延長・更新はできません。長期的に車いすが必要な場合は障害者総合支援法による補装具費の支給または介護保険サービス・労災保険をご利用ください。

### 対象と貸出窓口

疾病、けがなどにより一時的に車いすが必要になった江戸川区民、またはそのご家族などの方

貸出窓口	貸出期間	申請に必要なもの
障害者相談第一係・第二係 電話 5662-0052 FAX 3656-5874 電話 5662-0053	最長3か月	氏名・江戸川区に住んでいることが確認できるもの
各健康サポートセンター（15・16ページ参照）	最長1週間	氏名・江戸川区に住んでいることが確認できるもの
社会福祉協議会 電話 5662-5557	最長1か月	氏名・江戸川区に住んでいることが確認できるもの
中央 熟年相談室 江戸川区医師会 電話 5607-5591	最長3か月	氏名・江戸川区に住んでいることが確認できるもの
南小岩 熟年相談室 小岩ホーム 電話 5694-0111	最長1週間	なし

## 補助犬の給付



◆ 自立援助係（電話：5662-0062 / FAX：3656-5874）

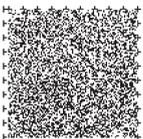
### 内容

盲導犬（アイメイト）・聴導犬・介助犬を給付します。

### 対象

身体障害者手帳の等級が下記のいずれかに該当し、都内に1年以上住んでいる18歳以上の方  
・ 視覚障害1級（盲導犬） ・ 聴覚障害2級（聴導犬） ・ 肢体不自由1級および2級（介助犬）

- ❗ 世帯全員にかかる前年の所得税合計額の月平均が7万7千円未満の方に限ります。
- ❗ 自己所有以外の家屋居住者については、所有者・管理者の承諾が必要となります。
- ❗ 対象者への給付事前訓練のための費用、給付後の経費は、自己負担になります。
- ❗ 東京都の審査会で給付候補者などが決定します。詳しくはお問い合わせください。



## 駐車禁止規制の適用除外

身 知 精



- ◆小松川警察署(電話：3674-0110) ◆小岩警察署(電話：3671-0110)
- ◆葛西警察署(電話：3687-0110)

<制度の問い合わせ先>

警視庁駐車対策課 (電話：3581-4321 内線 7870-5186)

※申請手続きは、各警察署に問い合わせてください。

## 内容・対象

駐車禁止等除外標章の交付を受けた身体障害者など本人が、現に使用中の車両で、標章を掲出した場合に公安委員会による駐車禁止規制からの除外対象となります。

なお、駐停車禁止、法定駐車禁止場所および駐車方法違反は取締りの対象となります。

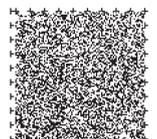
**！ 公安委員会による駐車禁止規制から除外される場所が、都道府県によって異なる場合がありますので、東京都以外において標章を使用する場合は、所管の警察署にご確認ください。**

手帳の種類別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視 覚 障 害	1級～3級までの各級または4級の1	
	聴 覚 障 害	2級または3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1級、2級の1または2級の2
		下肢機能障害	1級～4級までの各級
		体幹機能障害	1級～3級までの各級
	運動機能障害	上肢機能	1級または2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
		移動機能	1級～4級までの各級
		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障害	1級または3級
		免疫機能障害	1級～3級までの各級
	肝臓機能障害	1級～3級までの各級	
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこうまたは直腸 小腸機能障害、肝臓機能障害	特別項症～第3項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害	特別項症～第4項症までの各項症	
愛の手帳 (療育手帳)		1度または2度	
精神障害者 保健福祉手帳		1級	
小児慢性特定 疾病医療受給者証		(色素性乾皮症の認定を受けている方)	

**！ 肢体不自由の欄の上肢機能障害「1級、2級の1または2級の2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害のある方です。**

**！ 左右いずれかの上肢のみに障害のある方は対象とはなりません。**

**！ 身体障害者手帳をお持ちの方で、再認定期月を指定されている方は再認定診査を受けてください。**



## ■ そのほかの支援

### 補装具費の支給

身 難



◆障害相談第一係・第二係(電話：5662-0052・5662-0053 / FAX：3656-5874)

### 内容

身体に障害のある方や難病の方の損なわれた身体機能を補い、日常生活や社会活動を容易にするための補装具購入費と修理費を支給します。

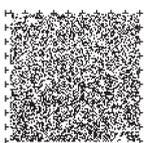
### 対象となる種目

障害部位	身体障害者手帳上の障害名	種目
視覚障害		視覚障害者用安全つえ、義眼、弱視眼鏡、遮光眼鏡
	視力障害	矯正眼鏡、コンタクトレンズ
聴覚障害		補聴器
肢体不自由	上肢、手指の切断または欠損	義手
	下肢の切断または欠損	義足
	上肢機能障害	上肢装具
	下肢機能障害、体幹機能障害 または移動機能障害	下肢装具、靴型装具、歩行器、歩行補助つえ、 車いす、姿勢保持装置
	体幹機能障害または移動機能障害	体幹装具
	重度の両上下肢機能障害および 音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置
内部障害(歩行に著しい制限のある方)		車いす
肢体不自由児(18歳未満)		座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
難病		装具、車いす、歩行器、歩行補助つえ 重度障害者用意思伝達装置 など

### 対象になる方

- ①身体障害者手帳の交付を受けた方で、障害の部位について必要と認められた方
- ②障害者総合支援法第4条第1項に規定する特殊の疾病に該当する方で、必要と認められた方

### 対象にならない方



- ①介護保険、健康保険、労災保険の制度により、補装具の支給などが受けられる方
- ②治療の手段として一時的に使われる治療用装具の作成を希望する方
- ③18歳以上の障害者で本人または配偶者のうち、住民税(区民税)所得割額が46万円以上の方がいる場合

## 利用者負担

利用者負担額表

世帯区分	利用者負担額
生活保護世帯	基準額の負担なし
住民税非課税世帯	基準額の負担なし
住民税課税世帯で所得割額が46万円以上の方がいる世帯 (利用者が18歳未満の障害児)	基準額の1割負担 ※月額37,200円の負担上限額あり
住民税課税世帯で所得割額が46万円以上の方がいる世帯 (利用者が18歳以上の障害者)	制度対象外

❗ 18歳以下の扶養親族がいる場合は住民税(区民税)所得割額を再算定したうえで支給の可否を判定しますので、担当係にお問い合わせください。

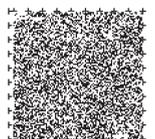
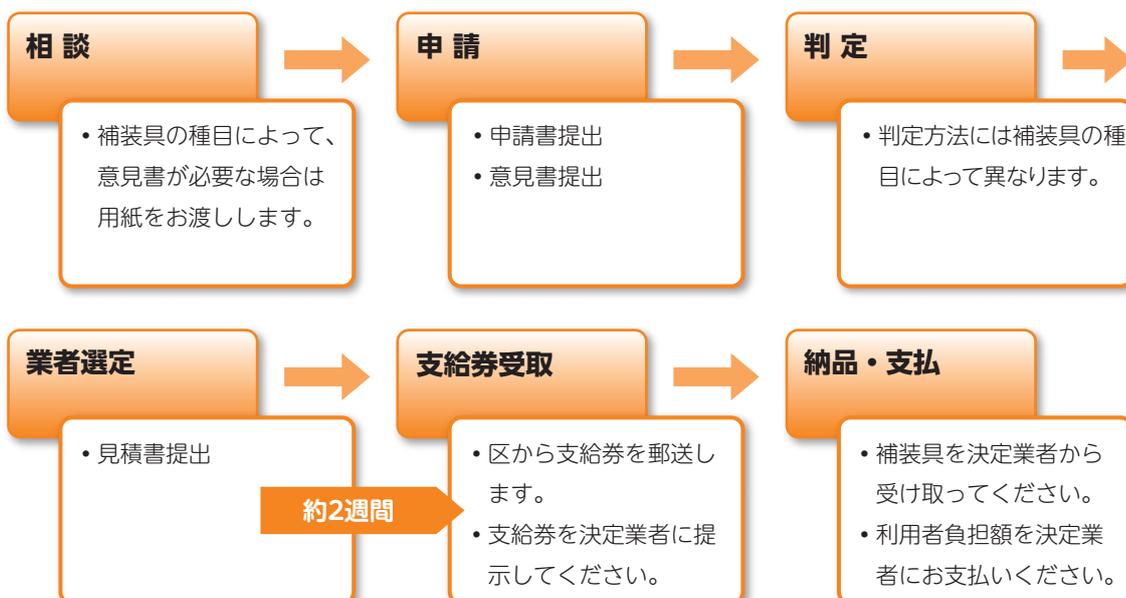
❗ 本人の希望したデザイン・素材などにより、基準額(上限額)を超える場合の差額分は、自己負担となります。

利用者負担額を判断する世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者
18歳未満の障害児	保護者の属する世帯員全員

## 申請から支給までの流れ

❗ 事前に申請が必要です。



## 児童の補聴器購入費助成(中等度難聴児発達支援事業)



◆障害相談第一係・第二係(電話:5662-0052・5662-0053/FAX:3656-5874)

### 内容

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に、補聴器の購入費用の一部を助成します。補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力などの向上を促進し、難聴児の健全な発達を支援します。

### 対象になる方

- ①～③のすべてに該当する児童
  - ①区内在住の18歳未満の児童
  - ②両耳の聴力レベルが概ね30 dB以上であり、身体障害者手帳(聴覚障害)交付の対象となる聴力ではないこと
  - ③補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師の判断を受けた方

### 対象にならない方

身体障害者手帳(聴覚障害)に該当する場合

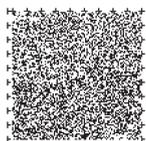
### 基準額(上限額)

144,900円(補聴器1台あたり 原則として装用効果の高い片耳)

**！ 修理費・付属品に係る費用は対象外です。**

### 助成内容

世帯区分	助成額
生活保護世帯	基準額と補聴器の購入費用を比較して少ない額の10割
住民税非課税世帯	基準額と補聴器の購入費用を比較して少ない額の10割
住民税課税世帯	基準額と補聴器の購入費用を比較して少ない額の9割



## 在宅人工呼吸器使用者自家発電装置等給付事業



- ◆障害者福祉課医療給付係(電話 5662-1414)
- ◆各健康サポートセンター(15・16ページ参照)

### 内容

災害時などにおける停電により、生命の危機に直結する恐れのある在宅人工呼吸器使用者の方に対し、停電時における電力の確保を図るため自家発電装置等を給付します。

### 対象になる方

江戸川区在住で以下の全てに該当する方

- ①在宅人工呼吸器使用者で災害時個別支援計画を作成しており、自家発電装置を準備する必要があることの記載がある方
- ②ほかの公的制度による自家発電装置等の給付などを受けることができない方

- ❗ 指定難病患者および小児慢性特定疾病児童の一部の方は、東京都在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業の対象となりますので、主治医にご相談ください。
- ❗ 新たに在宅で人工呼吸器を使用開始する方については、計画作成が後日でも申請可能な場合がありますのでご相談ください。
- ❗ 自家発電装置、蓄電池いずれかを申請日現在所持している場合は給付対象となりません。

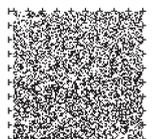
### 給付物品(どちらか一つのみ給付)

①自家発電装置(カセットボンベ式限定)

- ❗ 原則として外付けバッテリーの充電を目的とするものです。ただし、人工呼吸器の製造販売業者により人工呼吸器の駆動のための電源として使用が認められているものについては、この限りではありません。
  - ❗ 燃料(カセットボンベ)およびエンジンオイル、自家発電装置等の修理などに関する費用については、給付の対象となりません。
- ②蓄電池
- ❗ 給付対象となる蓄電池は、容易に使用及び運搬が可能な蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの、または、停電時等における安全確保のための人工呼吸器専用の外付けバッテリー(診療報酬に含まれる療養上必要なバッテリーは除く)です。

### 費用負担

- ①自家発電装置 実費額または212,000円のいずれか少ない額を費用負担します。
- ②蓄電池 実費額または104,000円のいずれか少ない額を費用負担します。



## 日常生活用具の給付

身 知 難



◆障害相談第一係・第二係(電話：5662-0052・5662-0053 / FAX：3656-5874)

### 内容

在宅の心身障害者(児)または難病の方に、日常生活を容易にするための日常生活用具を給付します。

### 対象になる方

下記のいずれかに該当する在宅の方

- ①身体障害者手帳の交付を受けた方で、障害の部位について必要と認められた方
- ②愛の手帳の交付を受けた方で、必要と認められた方
- ③障害者総合支援法第4条第1項に規定する特殊の疾病に該当する方で、必要と認められた方
- ④一時的なストーマ造設のため身体障害者手帳交付の該当とならない方(ストーマ装具のみ給付対象)

### 対象にならない方

- ①介護保険に該当する方で、介護保険制度対象となる福祉用具が必要な方
- ②18歳以上の障害者で本人または配偶者のうち、住民税(区民税)所得割額が46万円以上の方がいる場合。
- ③施設入所中および入院中の方(一部用具をのぞく)

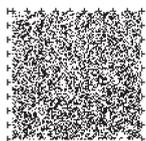
**!** 小児慢性疾患に該当する方で身体障害者手帳をお持ちでない方は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業をご利用ください(問い合わせ先は61ページ難病等医療費助成を参照)。

### 利用者負担

「補装具費受給制度」に準ずる(37ページ参照)

### 申請から給付までの流れ

**!** 事前に申請が必要です。



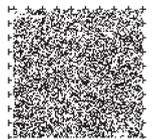
## 日常生活用具一覧

●…介護保険制度が優先 ◇…施設入所者も申請可能

### 視覚障害

種目	耐用年数	対象者		
		年齢	手帳要件	身体要件など
視覚障害者用 活字文書読上げ装置	6	6歳以上 (原則)	視覚1級・2級	
点字タイプライター	5	—	視覚1級・2級	就学・就労・就労見込みの方
音声式体温計	5	6歳以上 (原則)	視覚1級・2級	視覚障害者のみの世帯またはそれに 準ずる世帯
音声式血圧計	5	18歳以上	視覚1級・2級	視覚障害者のみの世帯またはそれに 準ずる世帯  <b>! 血圧計は医師の意見書必要</b>
視覚障害者用体重計	5			
電磁調理器	6			
視覚障害者用読書器	8	6歳以上 (原則)	視覚障害	装置により読み取ることが可能な方
音響案内装置	10	6歳以上 (原則)	視覚1級・2級	
点字ディスプレイ	6	18歳以上 (原則)	視覚1級・2級	点字を習得している方
視覚障害者用 ポータブルレコーダー	6	6歳以上 (原則)	視覚1級・2級	
時計（触読式・音声式）	5	18歳以上	視覚1級・2級	音声式は触読式の使用が困難な方
点字器	(標準型) ◇	6歳以上	視覚障害	主に情報の入手を点字によっている方
	(携帯用) ◇			
情報・通信支援用具 (視覚障害者用ソフト)	6	6歳以上	視覚1級・2級	パソコンを所持している方
大活字図書	1	6歳以上	視覚障害	大活字による文字が読める方
点字図書		6歳以上	視覚障害	主に情報を点字によって入手している方 年間6タイトルまたは24巻まで

日常生活の支援／そのほかの支援



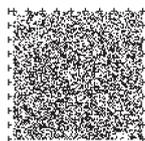
## 聴覚障害・音声、そしゃく機能障害

種目	耐用年数	対象者			
		年齢	手帳要件	身体要件など	
屋内信号装置	10	18歳以上	聴覚2級	聴覚障害者のみの世帯またはそれに準ずる世帯	
聴覚障害者用通信装置 (FAX・テレビ電話)	5	6歳以上 (原則)	聴覚障害または 音声・言語機能障害		
フラッシュベル	10	6歳以上 (原則)	聴覚3級以上または 音声・言語3級		
聴覚障害者用情報受信装置 (文字放送デコーダー)	6	—	聴覚障害	テレビの視聴に必要な方	
会議用拡聴器	6	—	聴覚4級以上	原則として就労している方	
携帯用信号装置	6	6歳以上 (原則)	聴覚3級以上 または音声・言語3級		
携帯用会話補助装置◇	5	6歳以上 (原則)	音声・言語機能障害		
ガス安全システム (都市ガス・LPガス)	8	18歳以上	臭覚喪失(喉頭摘出 などによる)	臭覚喪失者のみの世帯またはそれに準ずる世帯	
人工 喉頭	(笛式) ◇	4	—	音声言語機能を喪失	○気管切開や舌癌で舌を切除した方も可 ○人工鼻はヴォイスプロテーゼを留置している方の、保険適用以外の付属品に限る
	(電動式) ◇	5			
	(人工鼻) ◇				
火災警報器	8	—	聴覚2級	火災発生感知および避難が著しく困難な世帯またはそれに準ずる世帯	
自動消火装置	8				
ネブライザー(吸入器)	5	6歳以上 (原則)	音声3級 そしゃく3級	! 医師の意見書必要	
電気式たん吸引器	5				
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	5				

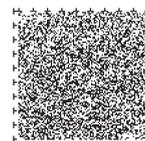
日常生活の支援／そのほかの支援

## 肢体不自由(下肢機能障害に移動機能障害を含む)

種目	耐用年数	対象者		
		年齢	手帳要件	身体要件など
つえ ◇	3	—	下肢または体幹機能障害	つえの使用により歩行可能な方
浴槽 ●	8	6歳以上 (原則)	下肢または体幹1級・2級	
湯沸器	8	6歳以上 (原則)	下肢または体幹1級・2級	



種目	耐用年数	対象者		
		年齢	手帳要件	身体要件など
浴槽・湯沸器(同時給付) ●	8	6歳以上	下肢または体幹1級・2級	
入浴担架(洋式・和式)	5	3歳以上(原則)	下肢または体幹1級・2級	入浴に介助が必要な方
入浴補助用具 ●	8	3歳以上(原則)	下肢または体幹機能障害	入浴に介助が必要な方
便器 ●	8	6歳以上(原則)	下肢または体幹1級・2級	
温水洗浄便座	8	6歳以上(原則)	上肢1級・2級	
紙おむつ		3歳以上(原則)	手帳所持	脳性麻痺など脳原性運動機能障害 二分脊椎による排尿・排便機能障害
特殊寝台 ●	8	6歳以上(原則)	下肢または体幹1級・2級	
特殊マット (エアーマット含む) ●	5	3歳~17歳(原則)	下肢または体幹1級・2級	常時介護が必要な方 ! エアーマットは医師の意見書必要 ! エアーマットは、じよくそうのある方または、できやすい状態の方
		18歳以上	下肢または体幹1級	
訓練いす	5	3歳~17歳(原則)	下肢または体幹1級・2級	
移動用リフト ●	4	3歳以上(原則)	下肢または体幹1級・2級	
体位変換器 ●	5	6歳以上(原則)	下肢または体幹1級・2級	更衣などに介護が必要な方
特殊尿器 ●	5	6歳以上(原則)	下肢または体幹1級	常時介護が必要な方
歩行支援用具 ●	8	3歳以上(原則)	下肢または体幹・平衡機能障害	移動に介助が必要な方
カーシート	3	18歳以上	下肢または体幹1級・2級	自力で座位保持ができない方
電磁調理器	6	18歳以上	上肢1級・2級、下肢または体幹1級	障害者のみの世帯またはそれに準ずる世帯
携帯用会話補助装置 ◇	5	6歳以上(原則)	肢体不自由	音声・言語に著しい障害を有する方
情報・通信支援用具 (周辺機器・意思伝達ソフト)	6	6歳以上	上肢1級・2級	パソコンを所持している方
ガス安全システム (都市ガス・LPガス)	8	18歳以上	下肢または体幹1級	障害者のみの世帯またはそれに準ずる世帯
ネブライザー(吸入器)	5	6歳以上 (原則)	体幹1級・2級 両上下肢1級・2級 (四肢麻痺)	! 医師の意見書必要
電気式たん吸引器	5			
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	5			
設備改善	小規模住宅改修 ●	6歳以上 (原則)	下肢または体幹3級以上	
	中規模住宅改修 ●		下肢または体幹1級・2級	
	屋内移動設備 ●		上肢・下肢または体幹機能障害を有し、障害の程度が1級	歩行ができない状態の方



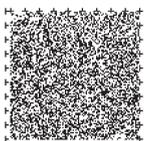
## 内部障害

種目	耐用年数	対象者		
		年齢	手帳要件	身体要件など
つえ ◇	3	—	内部障害	つえの使用により歩行が可能な方
ネブライザー（吸入器）	5	6歳以上 （原則）	呼吸器3級以上または同程度の方	<b>！呼吸器4級・内部障害1級～3級の方は医師の意見書必要</b>
電気式たん吸引器	5		※同程度の方（呼吸器4級・ぼうこう直腸機能障害を除く内部障害1級～3級）	
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	5			
透析液加温器	5	3歳以上 （原則）	CAPD（自己連続携帯式腹膜透析）が必要	<b>！CAPDの医師意見書必要（手帳申請時の意見書併用可）</b>
酸素ボンベ運搬車	10	おおむね18歳以上	呼吸器1級・3級	在宅酸素療法を受けている方
空気清浄器	6	18歳以上	呼吸器1級・3級	
設備改善	小規模住宅改修 ●	6歳以上 （原則）	内部障害	補装具として車いすの交付を受けている方
	中規模住宅改修 ●			
	屋内移動設備 ●			

日常生活の支援／そのほかの支援

## ぼうこう・直腸・小腸機能障害

種目	耐用年数	対象者		
		年齢	手帳要件	身体要件など
ストーマ装具		—	直腸機能障害※ ぼうこう機能障害※	ストーマ造設者
紙おむつ		3歳以上 （原則）	手帳所持	脳性麻痺など脳原性運動機能障害の方 二分脊椎による排尿・排便機能障害の方



**！** 一時的なストーマ造設のため、身体障害者手帳の交付を受けていない方は医師の意見書必要。

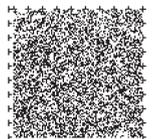
## 身体障害者手帳所持

種目	耐用年数	対象者		
		年齢	手帳要件	身体要件など
頭部保護帽 ◇	3	—	手帳所持	てんかんの発作や自傷行為により頭部を強打するおそれのある方
火災警報器	8	—	1級・2級	火災発生感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはそれに準ずる世帯
自動消火装置	8			
エアコンディショナー	6	18歳以上	手帳所持	体温調節機能喪失の方 <b>! 医師の意見書必要</b>
収尿器男子用 ◇	1	—	手帳所持	脊髄損傷などによる排尿障害の方
収尿器女子用 ◇	1			

日常生活の支援／そのほかの支援

## 知的障害 愛の手帳(療育手帳)所持

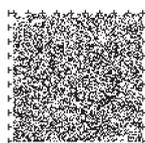
種目	耐用年数	対象者		
		年齢	手帳要件	身体要件など
温水洗浄便座	8	6歳以上 (原則)	1度・2度	自ら排便の処理が困難な方
特殊マット (エアーマット含む) ●	5	3歳以上 (原則)	1度・2度	常時介護が必要な方 <b>! エアーマットは医師の意見書必要</b> <b>! エアーマットは、じよくそうのある方、またはできやすい状態の方</b>
頭部保護帽 ◇	3	—	手帳所持	てんかんの発作や自傷行為により頭部を強打するおそれのある方
火災警報器	8	—	1度・2度	火災発生感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはそれに準ずる世帯
自動消火装置	8			
電磁調理器	6	18歳以上	1度・2度	障害者のみの世帯または準ずる世帯



## 難病

種目	耐用年数	対象者
		身体要件など
つえ	3	つえの使用により歩行が可能な方
特殊寝台 ●	8	寝たきりの状態にある方
特殊マット (エアーマット含む) ●	5	寝たきりの状態にある方 <b>!</b> <u>エアーマットは寝たきりでじょくそうのある方、またはできやすい状態にある方</u>
移動用リフト ●	4	下肢または体幹機能に障害がある方
体位変換器 ●	5	寝たきりの状態にある方、更衣などに介護が必要な方
特殊尿器 ●	5	自力で排尿ができない方、常時介護が必要な方
歩行支援用具 ●	8	下肢機能に障害がある方、移動に介助が必要な方
入浴補助用具 ●	8	入浴に介助が必要な方
便器 ●	8	常時介護を要する方
温水洗浄便座	8	上肢機能に障害がある方
ネブライザー(吸入器)	5	呼吸器機能に障害がある方
電気式たん吸引器	5	
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	5	特に必要と認められる方
自動消火装置	8	火災発生感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはそれに準ずる世帯
小規模住宅改修 ●		下肢または体幹機能に障害がある方

**!** つえ、小規模改修以外は医師の意見書必要。



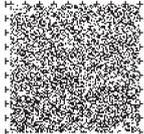
# 手当・年金

## ■ 手当

身体障害の方、知的障害の方、精神障害の方、難病の方を対象とした手当には次のようなものがあります。これらの手当には障害の程度や年齢、所得制限、ほかの手当との併給制限などの支給要件が定められています。詳しくは各担当係にお問い合わせください。

**!** 手当の詳細は、区ホームページをご覧ください。(各手当の二次元コードを読み取ると、ホームページに移ることができます。)

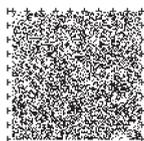
◆自立援助係（電話：5662-0062 / FAX：3656-5874）

手当の種類	要件	支給額(月額)	支給の制限
心身障害者福祉手当(区制度) 	20歳以上で ①身体障害者手帳1級・2級の方 ②愛の手帳1度～3度の方 ③脳性まひ・進行性筋萎縮症の方	15,000円	・施設に入所している方 ・本人所得が一定額以上ある方(20歳未満は扶養義務者) ・児童育成手当(障害手当)を保護者が受給している方 ・65歳以降に手帳を取得された方
	愛の手帳4度の方	15,000円	
	国指定難病医療券所持者	12,000円	
	身体障害者手帳3級・4級の方	5,000円	
重度心身障害者手当(都制度) 	①重度の知的障害者で、介護者が常に目を離せず、特別な配慮を必要とする程度の著しい精神症状のある方 ②重度の知的障害と重度の身体障害を重複している方 ③重度の肢体不自由で、両上肢・両下肢の機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の身体障害のある方	60,000円	・施設に入所している方 ・病院に継続して3か月を超えて入院している方 ・本人所得が一定額以上ある方(20歳未満は扶養義務者) ・65歳以上の方で、この手当の受給歴のない方 <b>!</b> <u>この手当は、手帳の有無にかかわらず、東京都の判定が必要です。</u>
特別障害者手当(国制度) 	20歳以上で 精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の方	29,590円 (改定あり)	・施設に入所している方 ・病院に継続して3か月を超えて入院している方 ・本人または配偶者・扶養義務者(同住所にお住まいの親族など)の所得が一定額以上ある方 <b>!</b> <u>この手当は、手帳の有無にかかわらず、所定の診断書をもとに医師が審査して支給が決定されます。</u> 

手当の種類	要件	支給額(月額)	支給の制限
障害児福祉手当 (国制度) 	20歳未満で 精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方	16,100円 (改定あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設に入所している方</li> <li>・障害を理由とする公的年金を受けている方</li> <li>・本人または配偶者・扶養義務者(同住所にお住まいの親族など)の所得が一定額以上ある方</li> </ul> <p><b>!</b> この手当は、<u>所定の診断書</u>をもとに医師が審査して支給が決定されます。</p>
特別児童扶養手当(国制度) 	20歳未満で ①身体障害者手帳1級～3級程度・下肢4級(一部)の方 ②愛の手帳1度～3度程度の方 ③上記と同程度の疾病および精神障害の方	【特児1級】 56,800円 (改定あり) 【特児2級】 37,830円 (改定あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が父母などに監護されていない方(施設入所など)</li> <li>・父、母、児童が日本国内に住所を有しない方</li> <li>・支給対象者および扶養義務者の所得が一定額以上ある方</li> </ul>
児童育成手当 (障害手当・区制度) 	20歳未満で ①身体障害者手帳1級・2級の方 ②愛の手帳1度～3度の方 ③脳性まひ・進行性筋萎縮症の方 ④特別児童扶養手当の受給が決定している方のうち一部	15,500円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が施設に入所している方(母子入所を除く)</li> <li>・父もしくは母または養育者の所得が一定額以上ある方</li> </ul>

◆児童家庭課 援護係 (電話:5662-1259/FAX:5662-0824)

手当の種類	要件	支給額(月額)	支給の制限
児童育成手当 (育成手当・区制度) 	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している父または母で ①身体障害者手帳1級～2級程度、その他重度の内部障害がある方 ②精神に重度の障害を有し常時介護を必要とする状態の方	13,500円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が施設に入所している方(母子入所を除く)</li> <li>・所得が一定額以上ある方</li> </ul>
児童扶養手当 (国制度) 	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している父または母で ①国民年金法による障害等級1級程度の方 ②身体障害者手帳1級～2級程度の方 ※児童に障害(心身障害者手帳1級～3級程度もしくは愛の手帳1度～2度程度)がある場合は20歳になるまで	所得により 異なります	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が父母などに監護されていない方(施設入所など)</li> <li>・父、母、児童が日本国内に住所を有しない方</li> <li>・支給対象者および扶養義務者の所得が一定額以上ある方</li> </ul> <p><b>!</b> この手当は<u>所定の診断書</u>をもとに医師が審査をして支給が決定されます。</p>

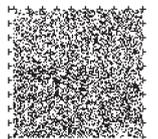


## ■ 年金・扶養共済

年金は初診日における年齢や年金の加入状況によって、お問い合わせ先が異なります。  
 ※初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日です。年金額は障害の程度により異なります。詳細は窓口へお問い合わせください。

**！ 障害基礎年金・障害厚生年金と障害者手帳では、等級の基準が異なります。**

種 類	要件など	問い合わせ先
障害基礎年金 (国民年金) 	障害の原因となった傷病の初診日が ・ 20歳前にある方 ・ 第1号被保険者期間にある方 ・ 国内居住の60歳以上65歳未満の方	◆医療保険年金課国民年金係 電話 5662-0574 FAX 3652-9856 ！ 来所相談は予約が必要です。
	初診日が第3号被保険者期間にある方	◆江戸川年金事務所 電話 3652-5106 FAX 3656-1449 〒132-8502 中央3-4-24 <予約専用電話> 0570-05-4890 ！ 来所相談は予約が必要です。
障害厚生年金・ 障害手当金 (厚生年金) 	障害の原因となった傷病の初診日が厚生年金 の被保険者期間である方	◆医療保険年金課国民年金係 電話 5662-0574 FAX 3652-9856 ！ 来所相談は予約が必要です。
特別障害給付金 	下記すべての条件に該当する方 ・ 国民年金に任意加入していなかったため、 障害基礎年金などを受けられなかった方 ・ 障害の原因となった傷病の初診日が国民年金 に任意加入していなかった下記の①または ②の期間の方 ①平成3年3月以前に国民年金の任意加 入対象だった学生(夜間部、定時制、 通信制などを除く) ②昭和61年3月以前に国民年金の任意 加入対象だった厚生年金、共済年金な どの加入者の配偶者 ・ 現在、障害基礎年金1級または2級相当の 障害に該当している方 ・ 65歳未満の方(申請手続きを65歳の誕生 日の前々日までにできる方)	◆医療保険年金課国民年金係 電話 5662-0574 FAX 3652-9856 ！ 来所相談は予約が必要です。



種 類	要件など	問い合わせ先
障害年金生活者 支援給付金 	下記すべての条件に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害基礎年金の受給者である方</li> <li>・前年の所得額が基準以下（年度ごとに変動あり）である方</li> </ul>	◆ <b>日本年金機構</b> 〈給付金専用ダイヤル〉 <b>電話</b> 0570-05-4092
心身障害者 扶養共済 	下記に該当する障害者の保護者（現に障害のある方を扶養している方）で、加入年度の初日（4月1日）に65歳未満であり、保険契約の対象となる健康状態にある方。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1級～3級</li> <li>・愛の手帳 1度～4度</li> <li>・精神または身体の永続的な障害で、上記の手帳所持者と同程度と認められる方（例：脳性まひ、自閉症、血友病など）</li> </ul> 加入者が死亡または重度障害と認められたときに、障害のある方に対して生涯に渡って、加入1口あたり毎月20,000円が支給されます。	◆ <b>自立援助係</b> <b>電話</b> 5662-0062 <b>FAX</b> 3656-5874  <b>！ 保険会社による書類審査などがあります。</b>



# 割引・減免

## ■ 税の軽減・免除

税の控除・減免を受けるためには、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、または障害者控除対象者認定書の交付を受ける必要があります。



❗ 手帳または認定書の交付を受けるためには、別途申請が必要です。

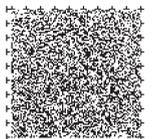
❗ 利子などの非課税については、最寄りの金融機関にお問い合わせください。

種 類	対象となる障害	問い合わせ先
個人住民税 (特別区民税・都民税)	身 知 精	<p>◆課税課課税第一係</p> <p>☎ 5662-1008      ☎ 5662-0347</p> <p>◆課税課課税第二係</p> <p>☎ 5662-1009      ☎ 5662-0347</p>
軽自動車税 (種別割)	身 知 精	<p>◆課税課諸税係</p> <p>☎ 5662-1007      ☎ 5662-0347</p>
自動車税 (種別割)・(環境性能割) 軽自動車税(環境性能割)	身 知 精	<p>◆江戸川都税事務所</p> <p>☎ 3654-2151      ☎ 3652-4795 〒132-8551 江戸川区中央4-24-19</p> <p>◆足立自動車税事務所</p> <p>☎ 3883-2543      ☎ 3858-8315 〒121-0062 足立区南花畑5-12-1</p> <p>◆都税総合事務センター (東京都自動車税コールセンター)</p> <p>☎ 3525-4066 〒176-8517 練馬区豊玉北6-13-10</p>
個人事業税	身 知 精	<p>◆中央都税事務所</p> <p>☎ 3553-2151      ☎ 3297-0747 〒104-8558 中央区新富2-6-1</p>
所得税・相続税・贈与税	身 知 精	<p>◆江戸川北税務署(葛西事務所管内以外)</p> <p>☎ 3683-4281 〒132-8668 江戸川区平井1-16-11</p> <p>◆江戸川南税務署(葛西事務所管内)</p> <p>☎ 5658-9311 〒134-8567 江戸川区清新町2-3-13</p>

❗ 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免については、右記都税総合事務センター(東京都自動車税コールセンター)にお問い合わせください。

❗ 葛西事務所管内以外にお住まいの方は江戸川北税務署、葛西事務所管内にお住まいの方は江戸川南税務署にお問い合わせください。

割引・減免／税の軽減・免除



## 交通機関の割引

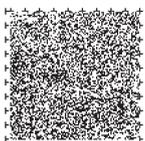
障害者手帳などをお持ちの方やその介護者を対象に交通機関の料金割引があります。



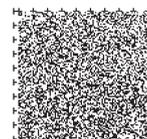
**!** 交通機関をご利用の際は必ず障害者手帳などを携帯してください。

**!** 内容が変更になる場合もありますので、最新の内容については、各窓口へお問い合わせください。

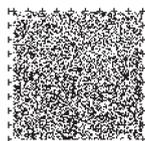
	障害	対象者	割引対象・割引方法など	割引率	窓口
鉄道運賃割引	身 知 精	第1種障害者とその介護者	普通乗車券・回数乗車券 ・普通急行券	5割	JRまたは私鉄線の各販売窓口
		第1種障害者とその介護者、または12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 (小児を除く)		
		第1種および第2種障害者が単独で利用	普通乗車券(片道の営業キロが100キロメートルを超える場合)	5割	
国内航空運賃割引	身 知 精	対象(介護者)および割引率は、航空会社によって異なります。各航空会社にお問い合わせください。			各航空会社
船舶運賃割引	身 知 精	対象(介護者)および割引率は、船舶会社によって異なります。各船舶会社にお問い合わせください。			各船舶会社
民営バスの運賃割引	身 知 精	・身体障害者手帳所持者 ・愛の手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者	乗車時に手帳を提示	5割	都内路線バス会社
		・第1種身体障害者手帳所持者の介護者 ・愛の手帳所持者の介護者	民営バス乗車割引証の提示 <b>!</b> <u>介護者の割引は障害者と同乗する場 合に限ります。</u>	5割	◆ <b>自立援助係</b> 電話 5662-0062 FAX 3656-5874
	・身体障害者手帳所持者 ・愛の手帳所持者 ・第1種身体障害者手帳所持者の介護者 ・愛の手帳所持者の介護者	定期券購入時、定期券割引購入申込書を提出 <b>!</b> <u>小児定期券は除きます。</u> <b>!</b> <u>バス会社によっては、 継続定期の購入時は 手帳の提示のみでよ い場合があります。</u>	3割		



	障害	対象者	割引対象・割引方法など	割引率	窓口
都営交通の運賃割引	身 知	都内に住所を有する ・身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方 ・戦傷病者手帳特別項症から第6項症、第1款症から第5款症の交付を受けている方 ・原爆被爆者（厚生労働大臣の認定患者および健康管理手当を受けている方） <b>！ シルバーパス、またはそのほかの障害者などの無料乗車券をお持ちの方を除きます。</b>	都営交通無料乗車券を発行します。 対象の手帳を窓口にお持ちください。 ※更新についてはホームページをご覧ください。 <b>！ 被爆者健康手帳所持者は原爆症認定証または健康管理手当証書も必要です。</b> 乗車時に都営交通無料乗車券を提示してください。（都営交通全ての運賃対象）	10割	<b>◆自立援助係</b> <b>電話</b> 5662-0062 <b>FAX</b> 3656-5874
		身体障害者手帳所持者の介護者 愛の手帳所持者の介護者 ※都営地下鉄の割引は、 ・第1種身体障害者 ・12歳未満で定期利用の第2種身体障害者 ・愛の手帳所持者の介護者が対象	身体障害者手帳の提示 愛の手帳の提示 <b>！ 介護者の割引は、障害者と一緒に乗車し同種類の切符などを利用する場面に限ります。</b>	5割 都バス 定期は 3割	
		都内に住所を有し、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 <b>！ シルバーパス、またはそのほかの障害者などの無料乗車券をお持ちの方を除きます。</b>	精神障害者都営交通乗車証を発行します。 対象の手帳を窓口にお持ちください。 乗車時に精神障害者都営交通乗車証を提示してください。（都営交通全ての運賃対象）	10割	<b>◆発行窓口</b> 都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナーの各定期券発売所のうちの乗車証窓口 <b>◆問い合わせ</b> <b>東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課</b> <b>生活支援担当</b> <b>電話</b> 5320-4464
	精	精神障害者保健福祉手帳所持者の介護者 ※都営地下鉄の割引は、 ・第1種精神障害者 ・12歳未満で定期利用の第2種精神障害者の介護者が対象	手帳の提示 （東京さくらトラム、日暮里・舎人ライナー、都バス運賃が対象）	5割 都バス 定期は 3割	



	障害	対象者	割引対象・割引方法など	割引率	窓 口
自動車有料道路の割引	身 知	身体障害者手帳または第1種の愛の手帳をお持ちの方	事前に申請のうえで有料道路を通行する場合に通行料金の割引が受けられます。  <b>！営業用自動車、トラックを除きます。</b>		◆自立援助係 ☎ 5662-0062 FAX 3656-5874
		第1種の手帳所持者(身体・知的)	本人および家族(介護者)が運転	5割	
		第2種の手帳所持者(身体)	本人が運転する場合のみ	5割	
タクシー運賃の割引	身 知 精	身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 (一部対象とならないタクシー会社あり)	乗車時に身体障害者手帳または愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を乗務員へ提示のうえ、写真により本人と確認された場合は、タクシー運賃が割引になります。	1割	◆各タクシー会社

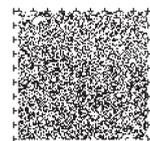


## ■ 公共料金・そのほかの割引



	障害	対象者	減免内容	窓口
NHK放送受信料の減免	身 知 精	世帯構成員全員が住民税非課税の世帯のうち、下記の手帳をお持ちの方がいる世帯 ・身体障害者手帳 ・愛の手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	全額免除	◆自立援助係 電話 5662-0062 FAX 3656-5874
		住民税課税世帯で、障害者(下記の手帳所持者)が世帯主かつ受信契約者 ・身体障害者手帳(視覚または聴覚) ・身体障害者手帳1級・2級 ・愛の手帳1度・2度 ・精神障害者保健福祉手帳1級	半額免除	
粗大ごみ処理手数料の免除	身 知 精		粗大ごみ処理手数料が免除されます。  ! 申請についての詳細は、 <u>粗大ごみ受付センターまでお問い合わせください。</u>	◆粗大ごみ受付センター 電話 6744-5700 受付時間 月・火・水・木・金・土 8時～19時 (年末年始を除く)
水道・下水道料金の基本料金免除	身 知 精	特別児童扶養手当または児童扶養手当を受けている世帯  ! <u>各手当の申請方法は48ページをご参照ください。</u>	・水道料金 基本料金と1か月あたりの10m <sup>3</sup> までの従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額を免除 ・下水道料金 1か月あたりの8m <sup>3</sup> までの料金を免除  ! 申請についての詳細は、 <u>東京都水道局江戸川営業所までお問い合わせください。</u>	◆東京都水道局 江戸川営業所 電話 5661-5085 FAX 3654-9269 受付時間 平日(月～金) 8:30～17:15

割引・減免／公共料金・そのほかの割引



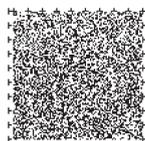
## ■ 郵便などの割引

◆江戸川郵便局 電話:0570-943-547 ◆小岩郵便局 電話:0570-943-786

◆葛西郵便局 電話:0570-943-353 **!** 詳しくは、各郵便局にお問い合わせください。



	障害	対象	減免内容
はがきの無償配布	身 知	身体障害者手帳に1級または2級の表記のある方	(青い鳥郵便葉書) 身体障害者、知的障害者1人につき、年1回郵便葉書20枚を無償配布します。
		療育手帳(愛の手帳)に「A」または1度・2度の表記のある方	<b>!</b> 申請時期は年1回、4月1日から5月末日までとなります。詳しくは、各郵便局にお問い合わせください。
郵便料金の割引など	身 知	点字郵便物	点字のみを掲げたものの内容で、開封のものを無料で送付できます。上限は3kgです。
		点字ゆうパック	点字のみを掲げたものを内容とするゆうパックを安価で利用できます。
		特定録音物等郵便物	視覚障害者用の録音物または点字用紙を内容とする開封の郵便物であり、日本郵便株式会社が指定する施設から差し出したもの、またはこれらの施設にあてて差し出されるものを無料で送付できます。
		聴覚障害者用ゆうパック	日本郵便株式会社が指定する施設と聴覚に障害のある方との間で貸出しまたは返却のため発受されるビデオテープそのほかの録画物を内容とするゆうパックを安価で利用できます。
		心身障害者用ゆうメール	日本郵便株式会社に届け出た図書館と障害のある方との間で図書の見覧のために発受されるゆうメールを安価で利用できます。
		心身障害者団体が発行する第三種郵便物	心身障害者団体が、心身障害者の福祉を図ることを目的として発行する事前に承認を受けた定期刊行物を、差出の承認を受けた郵便局に差し出す際、安価で利用できます。

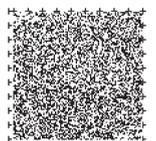


## ■ 通信などの割引



	障害	対象	減免内容	窓口
携帯電話料金の割引	<b>身</b> <b>知</b> <b>精</b> <b>難</b>	以下の手帳などをお持ちの方 ・身体障害者手帳 ・愛の手帳（療育手帳） ・精神障害者保健福祉手帳 ・特定疾患医療受給者証 ・特定疾患登録者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 など <b>！ 詳しくは、各携帯電話会社へお問い合わせください。</b>	携帯電話を利用する際に基本使用料や各種サービス料金が割引になります。割引率や申し込み方法などの詳細は、各携帯電話会社へお問い合わせください。 <b>！ 携帯電話会社によっては、障害者割引を実施していない場合もあります。</b>	<b>◆各携帯電話会社</b>
電話番号の無料案内	<b>身</b> <b>知</b> <b>精</b>	以下の手帳をお持ちの方 身体障害者手帳 ・視覚障害 1級～6級 ・上肢障害・体幹機能障害 1級・2級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 1級・2級 ・聴覚障害 2級～6級 ・音声機能・言語機能またはそしゃく機能障害 3級・4級 愛の手帳 1度～4度 精神障害者保健福祉手帳 1級～3級 戦傷病者手帳をお持ちの方で下記に該当する方 ・特別項症～第6項症の視覚障害 ・特別項症～第2項症の上肢障害 ・第2項症、第4項症の聴覚障害 ・第1項症、第2項症、第4項症の音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	N T T 番号案内の104番を無料で利用できます。 ご利用には事前登録が必要です。登録の申し込みは右記フリーダイヤルへお問い合わせください。 N T T 番号案内の104番を利用する際に、最初に「ふれあい案内」と申し出てください。有料の番号案内(104番)は2026年3月31日をもって終了となりますが、上述の「ふれあい案内」は継続します。 <b>！ 「ふれあい案内」と申し出ない場合は、無料とはなりません。</b> <b>！ 利用の際には、申込書に記入した登録番号と暗証番号が必要となります。</b> <b>【FAXでのお問合せについて】</b> FAXで申込書、障害者手帳を送付いただいても受付できません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。 返信はFAXで行いますので、FAXを受信できる方のみのお問合せとさせていただきます。	<b>◆NTT東日本 ふれあい案内</b> <b>電話</b> （フリーダイヤル） 0120-104174 <b>FAX</b> （フリーダイヤル） 0120-104134 受付時間： 平日9時～17時（土・日・祝日および年末年始12月29日～1月3日を除く）

割引・減免／公共料金・そのほかの割引



## 東京都障害者休養ホーム

身 知 精



◆日本チャリティ協会（電話：3353-5942／FAX：3359-7964）  
〒160-0022 新宿区新宿1-18-12 柳田ビル3階

### 利用方法

障害者(児)の方が家族や仲間とくつろげる宿泊施設を東京都が指定し、年間(4月1日～翌3月31日)2泊まで、この施設を利用した方の宿泊利用料の一部を助成します。

要件	助成額(1泊あたり)
都内在住で、身体障害者手帳または愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方	大人 …………… 6,490円まで 子ども …………… 5,770円まで
付き添いの方	大人 …………… 3,250円まで

❗ 付き添いの方は障害者(児)1人につき、1人までです。

❗ 受付締切日は、個人利用は利用日の2週間前、団体利用は利用日の3週間前になります。

## 都立公園・都立公園駐車場・都立文化施設の無料利用

身 知 精



- 〈都立公園〉…………… ◆ 東京都建設局公園緑地部 公園課公園企画担当  
(電話:5320-5376/FAX:5388-1532)
- 〈都立公園駐車場〉…… ◆ 公益財団法人 東京都公園協会 公園事業部 営業課 営業推進係  
(電話:3232-3138)
- 〈都立文化施設〉………… ◆ 東京都生活文化スポーツ局文化振興部 文化事業課文化施設担当  
(電話:5000-7237/FAX:5388-1327)

### 内容

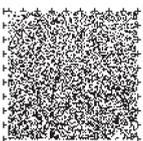
下記対象の方が、都立公園または都立公園駐車場、都立文化施設を利用する場合、障害者手帳の提示により無料で利用できます。

❗ 都立文化施設は、展覧会により無料にならない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

### 対象

身体障害者手帳または愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

❗ 都立公園・都立文化施設は付き添いの方も対象になります。詳しくはお問い合わせください。



## 区民施設利用料金の減免

**身 知 精 難** (一部施設)



◆ 詳しくは下記の施設へお問い合わせください。

### 内容・対象

下記のいずれかに該当する方および団体

施設名など	対象 [ ● … 該当 ]			要件・減免の内容
	手帳所持者	介助者	障害者団体	
穂高荘 塩沢江戸川荘  <b>!</b> <u>利用する場合は、事前予約が必要です。</u> <u>詳しくは施設にお問い合わせください。</u>	●			身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、難病による「(都)医療券」(負担者番号83136010)、または難病による障害者総合支援法の「障害福祉サービス受給者証」を所持する方が利用する場合に、当該手帳などの提示により、宿泊料金が減額となります。
プール(総合体育館、スポーツランド(夏季のみ)、スポーツセンター、小松川さくらホール、小岩アーバンプラザ) アイススケートリンク(スポーツランド(冬季のみ))		● (要件あり)		身体障害者手帳または愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の提示により、介助者の施設利用料金が減免になる場合があります。  <b>!</b> <u>詳細は、各利用施設にお問い合わせください。</u>  <b>!</b> <u>アイススケートの貸靴料は有料です。</u>
区民施設の有料駐車場	●			身体障害者手帳または愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の提示により、区民施設を利用する際の駐車場利用料金が減免になる場合があります。  <b>!</b> <u>障害者手帳を提示する場所は、各利用施設にお問い合わせください。</u>
グリーンパレス、各区民館、小松川さくらホール、小岩アーバンプラザ、東部フレンドホール、新川さくら館、小岩図書館、西葛西図書館、各コミュニティ会館			● (要件あり)	左記施設の集会室・和室・スポーツルームなどの施設利用料金が減免になる場合があります。  <b>!</b> <u>詳細は、各利用施設にお問い合わせください。</u>

割引・減免／公共料金・そのほかの割引



# 医療費

## ■ 医療費助成の申請

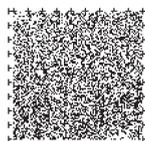
心身障害者医療費の助成 (障) (マル障)

身 知 精



◆ 自立援助係 (電話：5662-0062 / FAX：3656-5874)

	対象者	助成内容
受給者証の申請	<p>下記の障害に該当する医療保険加入者 (国民健康保険、社会保険など) の方が対象となります。なお、新規申請は65歳未満です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級・2級 (内部障害を含む場合は3級まで)</li> <li>・愛の手帳1度・2度</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級</li> </ul> <p><b>❗ 所得制限があります。</b></p> <p><b>❗ 生活保護受給者は対象外です。</b></p> <p><b>❗ 児童福祉法の措置による施設に入所している方を除きます。</b></p>	<p>健康保険証を使って病院、診療所などでかかった医療費の自己負担金に対してその自己負担金の一部を助成します。</p> <p>助成対象者には「(障) (マル障) 受給者証」を交付します。</p> <p><b>❗ 保険適用外の診療、入院時の差額ベッド代・食事代などは助成されません。</b></p>
償還 (払い戻し) 申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(障)受給者証をお持ちの方が都外または(障)受給者証を取り扱っていない医療機関で診療を受けた場合</li> <li>・認定の始期から(障)受給者証の交付を受けるまでの期間に診療を受けた場合 など</li> </ul>	<p>左記のような場合での医療費の負担があった方が、区の窓口で償還 (払い戻し) 手続きを行うと、課税区分に応じて全額または一部の返金が受けられます。</p>



## 難病等の医療費助成

難

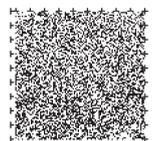


◆障害者福祉課医療給付係（電話：5662-1414／FAX：3656-5874）

◆各健康サポートセンター（15・16ページ参照）

	対象者	助成内容																		
都 東京都の医療費助成 (マル都医療券)	<p>下記の東京都が指定する疾病と診断されていて、認定基準に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工透析を必要とする腎不全</li> <li>・B型・C型ウイルス肝炎治療</li> <li>・先天性血液凝固因子欠乏症など</li> </ul> <p><b>！医療保険未加入者および生活保護受給者は除きます。</b></p>	<p>認定された疾病にかかる診療、調剤、訪問看護に要する医療費のうち、医療保険適用後の医療費自己負担額の一部が助成されます。助成対象者に「<b>都</b> (マル都) 医療券」を交付します。</p>																		
特定疾患 (指定難病) 医療費助成	<p>国が指定する難病と診断されていて、次の①、②のいずれかに該当する方</p> <p>①その症状の程度が定められた重症度分類の程度にある方</p> <p>②①に該当しないが、指定難病に係る治療について高額な医療を継続することが必要であると認められる方</p>	<p>認定された難病にかかる診療、調剤、訪問看護に要する医療費のうち、医療保険適用後の医療費自己負担額の一部が助成されます。</p> <p>助成対象者に「特定医療費 (指定難病) 受給者証」を交付します。</p>																		
小児慢性特定疾病 医療費助成	<p>次の特定の慢性疾患にかかっており、かつ認定基準に該当する原則18歳未満の方</p> <table border="0"> <tr> <td>①悪性新生物</td> <td>⑩免疫疾患</td> </tr> <tr> <td>②慢性腎疾患</td> <td>⑪神経・筋疾患</td> </tr> <tr> <td>③慢性呼吸器疾患</td> <td>⑫慢性消化器疾患</td> </tr> <tr> <td>④慢性心疾患</td> <td>⑬染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群</td> </tr> <tr> <td>⑤内分泌疾患</td> <td>⑭皮膚疾患</td> </tr> <tr> <td>⑥膠原病</td> <td>⑮骨系統疾患</td> </tr> <tr> <td>⑦糖尿病</td> <td>⑯脈管系疾患</td> </tr> <tr> <td>⑧先天性代謝異常</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨血液疾患</td> <td></td> </tr> </table>	①悪性新生物	⑩免疫疾患	②慢性腎疾患	⑪神経・筋疾患	③慢性呼吸器疾患	⑫慢性消化器疾患	④慢性心疾患	⑬染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群	⑤内分泌疾患	⑭皮膚疾患	⑥膠原病	⑮骨系統疾患	⑦糖尿病	⑯脈管系疾患	⑧先天性代謝異常		⑨血液疾患		<p>認定された疾病にかかる診療、調剤、訪問看護に要する医療費のうち、医療保険適用後の医療費自己負担額の一部または全額が助成されます。</p> <p>また、入院時の食事療養費についても、一部または全額が助成されます。</p> <p>助成対象者には「小児慢性特定疾病医療受給者証」を交付します。</p> <p><b>！原則として、内科的治療が助成対象です。外科的治療については「自立支援医療(育成医療)の支給」(62ページ)をご参照ください。</b></p>
①悪性新生物	⑩免疫疾患																			
②慢性腎疾患	⑪神経・筋疾患																			
③慢性呼吸器疾患	⑫慢性消化器疾患																			
④慢性心疾患	⑬染色体または遺伝子 に変化を伴う症候群																			
⑤内分泌疾患	⑭皮膚疾患																			
⑥膠原病	⑮骨系統疾患																			
⑦糖尿病	⑯脈管系疾患																			
⑧先天性代謝異常																				
⑨血液疾患																				

医療／各種医療費助成



## 自立支援医療（身体障害の方）



〈18歳未満の方〉

◆健康サービス課庶務係

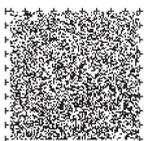
（電話：5661-2473／FAX：3655-9925）

◆各健康サポートセンター（15・16ページ参照）

〈18歳以上の方〉

◆自立援助係（電話：5662-0062／FAX：3656-5874）

	対象者	助成内容	窓口
自立支援医療（育成医療）	<p>（18歳未満） 治療を行わなければ、下記の障害を残すと認められる18歳未満の児童で、手術などにより障害の改善が見込まれる方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体不自由</li> <li>・聴覚または平衡機能障害</li> <li>・音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害</li> <li>・視覚障害</li> <li>・心臓機能障害、じん臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、免疫機能障害、その他内臓障害</li> </ul> <p><b>！ 所得制限があります。</b></p>	<p>手術などにより障害の改善が見込まれる場合に、その医療費の一部または全額が支給されます。支給対象者には「自立支援医療受給者証（育成医療）」を交付します。</p> <p><b>！ 原則、事前の申請が必要です。詳しくは各窓口にご相談ください。</b></p>	<p>◆健康サービス課庶務係</p> <p>☎ 5661-2473 ☎ 3655-9925</p> <p>◆各健康サポートセンター （15・16ページ参照）</p>
自立支援医療（更生医療）	<p>（18歳以上） 下記の要件をすべて満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方</li> <li>・身体障害者手帳に記載されている障害部位の軽減・除去のために対象となる医療を受ける方</li> <li>・指定医療機関（障害者総合支援法第59条の指定医療機関）で対象となる医療を受ける方</li> </ul> <p><b>！ 予定されている医療が更生医療の対象になるかは自立援助係にお問い合わせください。</b></p>	<p>手術などにより障害の程度を軽くしたり、取り除いたりすることが可能な場合に、その医療費の一部が支給されます。障害に対して、確実な治療効果が期待できる医療が対象となります。支給対象者には「自立支援医療受給者証（更生医療）」を交付します。</p> <p><b>！ 事前に申請が必要です。</b></p> <p>医療費の1割が利用者負担となります。なお、利用者負担には、同一保険加入者の所得に応じて負担上限額があります。</p>	<p>◆自立援助係</p> <p>☎ 5662-0062 ☎ 3656-5874</p>



## 精神障害者(児)の医療費助成

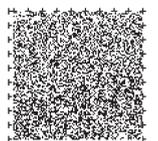
精



◆認定係（電話：5661-2465／FAX：3656-5874）

◆各健康サポートセンター（15・16ページ参照）

	対象者	助成内容
自立支援医療 (精神通院医療)	<p>(年齢制限なし) 精神障害者保健福祉手帳の有無を問わず、 精神疾患のために通院治療している方</p> <p><b>❗ 受給者証は、申請後3～4か月程度で 交付されます。</b></p> <p><b>❗ 更新の手続きは毎年必要ですが、自立 支援医療診断書(精神通院)の提出は 2年に1度になります。区から更新時期 の案内はありませんので、ご注意ください。</b></p>	<p>精神疾患のために通院し、健康保険証を使って 病院、診療所などでかかった医療費の負担割合 を1割に軽減します。</p> <p>また、住民税非課税世帯の方は、自己負担分を さらに助成する制度もあります。</p> <p>精神通院医療にかかる往診・デイケア・訪問看 護・てんかんの診療および薬代も対象となります。 支給対象者には「自立支援医療受給者証(精神 通院医療)」を交付します。</p>
小児精神障害者入院医療費助成	<p>下記の要件をすべて満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児精神病で入院医療を要する疾病及び精神 障害に付随する軽易な疾病に該当する方</li> <li>・江戸川区に住民登録がある方</li> <li>・満18歳未満の方(18歳の誕生日の前々日 までに新規申請された方が対象)</li> <li>・健康保険証を用いて保険給付を受けている方 (生活保護受給者は対象外)</li> </ul> <p><b>❗ 申請には所定の診断書が必要になりま す。まずは入院先の主治医にご相談く ださい。</b></p>	<p>健康保険が適用される小児精神病の入院医療費 を助成します。</p> <p>ただし、入院時の食事医療費の標準負担額は対 象外です。</p>



# その他の情報

## 障害者歯科診療

身 知 精 難



- ◆江戸川区口腔保健センター（にこにこ歯科診療所）  
（電話：5667-8020 / FAX：5667-8022）
- ◆診療のご相談  
江戸川区歯科医師会訪問歯科相談窓口「にこにこライン」  
（電話：5667-8021）
- ◆障害者・要介護者対応歯科医院  
区ホームページ「障害者歯科情報」をご参照の上、各歯科医院にお問い合わせください。

## 内容

障害のある方で、一般の歯科診療所での受診が困難な場合や「かかりつけ歯科医」がいなくてお困りの方を対象にした歯科診療を江戸川区口腔保健センター（にこにこ歯科診療所）及び、江戸川区歯科医師会に所属している歯科診療所で実施しています。

## 江戸川区手話言語条例

平成30年4月1日に「江戸川区手話言語条例」を施行しました。

手話への理解の促進および手話の普及に関する基本理念を定め、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、全ての人が互いを尊重し合い共生する地域社会を実現することを目的としています。

## 手話通訳者・要約筆記者の派遣

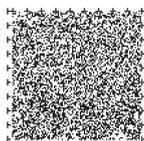
身



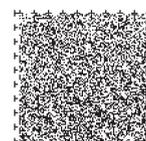
- ◆詳しくは各窓口にお問い合わせください。

区内に住所を有し、身体障害者手帳をお持ちで聴覚障害または言語機能障害に該当する方に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

**！ 公序良俗に反するもの、営利活動に関するもの、宗教団体への加入の勧誘、政党への加入および投票の勧誘に関する内容につきましては派遣することができません。**



	内 容	窓 口
手話通訳者の派遣	<p>日常生活や社会生活において、健聴者との意思の疎通を円滑にするために手話通訳者を派遣します。</p> <p><b>！生命および健康維持（通院など）に関すること以外の利用については、要約筆記者派遣の利用時間とあわせて年間144時間の利用制限があります。</b></p>	<p>◆一般社団法人江戸川ろう者協会 江戸川聴覚障害支援センター</p> <p>FAX 6661-3003 電話 6661-3255 eメール 【int@edodeaf.com】</p>
要約筆記者の派遣	<p>日常生活や社会生活において、健聴者との意思の疎通を円滑にするために要約筆記者を派遣します。</p> <p><b>！生命および健康維持（通院など）に関すること以外の利用については、手話通訳者派遣の利用時間とあわせて年間144時間の利用制限があります。</b></p>	<p>◆東京手話通訳等派遣センター</p> <p>FAX 3354-6868 電話 3352-3335 eメール 【youyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp】</p>
区役所本庁舎における遠隔手話通訳サービスの配置	<p>区役所本庁舎窓口において手話通訳を必要とする方のために、タブレット端末から手話通訳オペレーターにテレビ電話をつなぐ「遠隔手話通訳サービス」を実施しています。手話通訳を含む多言語タブレットは、各部に配置されているためご利用の方は、各窓口などで職員にお申し出ください。</p> <p>また、区役所本庁舎1階総合案内にて、毎週金曜日（祝休日・年末年始を除く）13時～16時に手話通訳者を配置します。</p> <p>事前の予約は必要ありませんので、直接総合案内にお越しください。</p>	<p>◆権利擁護係</p> <p>FAX 3656-5874 電話 5662-1993</p> <p><b>！ほかの窓口でタブレット端末を使用しているとき、手話通訳者がほかの窓口に向いているときは、お待ちいただく場合があります。</b></p> <p><b>！手話通訳者の同行は、本庁舎内に限ります。</b></p>





- ◆ 広報課編集係 (電話：5662-0403)
- ◆ 広報課区政案内係 (電話：5662-6168)

## 内容

サービス	概要	対象	担当係
声のたより 「みんな友だち」	区のお知らせやインタビューなどを収録したCD（音楽CD形式）またはカセットテープを月1回発行しています。	身体障害者手帳をお持ちの視覚障害のある方	広報課編集係
声の広報えどがわ	「広報えどがわ」の全ての記事を音読したCD（デージー形式）を毎月発行しています。		
点字広報えどがわ	「広報えどがわ」の中から、暮らしや健康に役立つ記事を中心に編集した点字冊子を月1回発行しています。		
声の便利帳	「くらしの便利帳」の内容を収録したCD（デージー形式）を発行しています。	視覚障害のある方	広報課 区政案内係
ホームページ	音声読み上げ、文字の拡大などに対応した区ホームページを開設しています。		

## えどがわ区民ニュース

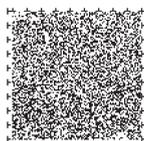


- ◆ 広報課映像広報係 (電話：5662-6167 / FAX：3652-1109)

## 内容

字幕の入った広報番組「えどがわ区民ニュース」を10日ごとに制作しています。区公式ホームページやYouTube公式チャンネルでご覧いただけるほか、区役所・各事務所などのロビー・公共交通（シャトルセブン）でもご覧になれます。

また、J:COM江戸川（区内ケーブルテレビ）11チャンネルで、午前9時、正午、午後8時から毎日放送しています。番組DVDは区役所・図書館で貸出ししています。





## 内容

障害の程度により、下記のサービスを行っています。図書館によって、行っているサービスが異なりますので、詳しくは、下記窓口の各図書館にお問い合わせください。

**！ 図書館の下記サービスを利用するには登録が必要です。**

サービス	概要	対象	窓口
貸出数・ 貸出期間	貸出冊（点）数 本・雑誌 20冊 CD 6点 DVD 4点 貸出期間 30日間	視覚障害・肢体不自由などの理由で、図書館を利用することが困難な方	区立全図書館
郵送サービス	点訳本・録音図書など活字印刷以外のご希望の資料の貸出・返却を郵送（無料）で行います。	視覚障害者向けの郵便制度を利用できる視覚障害の方	中央図書館
宅配サービス	図書館員が月に1回程度、ご自宅へ希望の資料の貸出・返却に伺います。	肢体不自由などの理由で来館が困難で、ご家族などに来館の協力をお願いできない方	篠崎子ども図書館を除く区立図書館
対面朗読室などの利用	予約制で対面朗読室を利用できます。	視覚に障害があり、対面朗読や拡大読書器を使って読書や調べ物をする方	中央図書館 小岩図書館 西葛西図書館 東葛西図書館
<p><b>！ 中央図書館、小岩図書館、小松川図書館、西葛西図書館、東葛西図書館、東部図書館には拡大読書器があります。</b></p>			



## 点字図書館



◆ 詳しくは、下記各図書館までお問い合わせください。

図書館名	事業内容
<b>日本点字図書館</b> 電話 3209-0241 FAX 3204-5641 〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4 ホームページ【 <a href="https://www.nittento.or.jp/">https://www.nittento.or.jp/</a> 】	①点字図書・録音図書の製作・貸出・配信・情報提供 ②専門図書の対面朗読 ③希望図書の点訳・朗読 ④視覚障害者への各種訓練 (歩行・パソコン・スマートフォン・点字など) ⑤生活用具の開発と販売
<b>東京ヘレン・ケラー協会点字図書館</b> 電話 3200-0987 FAX 3200-0982 〒169-0072 新宿区大久保3-14-20 ホームページ【 <a href="https://thka.jp/">https://thka.jp/</a> 】	①点字図書および録音図書の製作・貸出・情報提供 ②希望図書などの点訳・録音 ③中途失明者への点字指導 ④視覚障害者への各種訓練 (歩行・日常生活動作・調理など)
<b>日本視覚障害者団体連合点字図書館</b> 電話 3200-6160 FAX 3200-7755 〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2 ホームページ【 <a href="http://nichimou.org/">http://nichimou.org/</a> 】	①点字図書および録音図書(主に自然科学系)の 製作・貸出 ②点訳・音訳ボランティアの指導・養成など

## 聴力障害者情報文化センター（聴覚障害者情報提供施設）

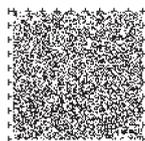


◆ 社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター  
(FAX: 6833-5005 / 電話: 6833-5004)  
eメール [soudan@jyoubun-center.or.jp](mailto:soudan@jyoubun-center.or.jp)  
〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

### 内容

聴覚に障害のある方への生活と文化の向上を目的に、聴覚に障害のある方またはその家族・関係者、手話を学習する方などを対象とした事業を行っています。詳細はお問い合わせください。

- ①字幕・手話付ビデオテープ・DVD、字幕付16ミリフィルムの無料貸出  
(送料自己負担)
- ②聴覚障害関係図書の閲覧・貸出
- ③生活全般に関する相談、聞こえに関する相談および情報提供など
- ④文化教養講座(絵画・英語・ヨガなど)



## ■ 就 労

### 障害者就労支援センター



- ◆相談部門、訓練部門（電話：5622-6050／FAX：6801-7043）
- ◆授産部門（電話：5622-6054／FAX：6801-7043）

### 内 容

障害者の一般就労の機会拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けることができるよう、就労面と就労に伴う生活面の支援として、次の事業を行っています。

事業部門		事業内容	対象者
相談部門		障害者の就労に関する相談や就職活動への支援を行います。	一般就労を希望する知的障害者、身体障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者など
訓練部門		一般就労に必要な作業技術の習得や社会的マナーの訓練を行い、より確実な就労促進と定着を目指します。	
授産部門	就労移行支援事業所	地域に密着した生産活動を通して、一般就労への移行を支援します。	
	就労定着支援事業所	一般就労へ移行された障害者について、雇用された事業所で就労継続を図るための支援をします。	

**就労のあっせんは、各ハローワークで行っています。**

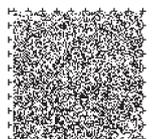
### みんなの就労センター



- ◆一般社団法人みんなの就労センター  
（電話：5879-6452／FAX：5879-6453）

### 内 容

高齢者や障害者、ひきこもり状態にある方などを含め、働く意欲のある方を個々の能力に応じて、その能力を最大限に発揮できる就労の場を確保・提供し、就労に結び付けるお手伝いをします。



## ■ 教育

### 就学相談

身 知 精



◆学務課相談係（電話：5662-1627／FAX：3674-5874）

### 内容

心身の発達に心配があるお子さんの就学相談を行っています。一人ひとりのライフステージを見通し、どのような教育を受けるのが適切か、きめ細かく相談に応じています。

### 就学奨励費

身 知 精



◆学務課相談係（電話：5662-1627／FAX：3674-5874）

### 内容

児童や生徒に対して、保護者の経済的負担を軽減するために学用品購入費、給食費、通学費、修学旅行費などの一部を助成します。

### 対象者

- ①特別支援学級に在籍している児童や生徒
- ②通級指導学級に通級している児童や生徒
- ③通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童や生徒

### フレンドリースクール

知



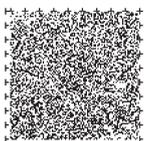
◆健全育成課育成活動支援係（電話：5662-0357／FAX：5607-5151）

### 内容

中学校特別支援学級や特別支援学校を卒業した方が定期的に集まり、スポーツやレクリエーション、美術・音楽などの活動を通じて、仲間との交流を深めています。

### 対象

- ①～⑥のすべてに該当する方
- ①特別支援学級や特別支援学校を卒業した方
- ②知的障害者の方
- ③区内在住または区内在勤の方
- ④開催場所まで自分で来ることができる方
- ⑤保護者などの了解のある方
- ⑥講師・区職員の助言などを理解して団体行動ができる方



## ■ パラスポーツ

パラスポーツ	身 知 精	
◆スポーツ振興課パラスポーツ係（電話：5662-1523/FAX：5607-5151）		

えどすぽ!

検索

### 区ホームページ えどすぽ!

区内でできるパラスポーツや各種教室事業についての詳しい内容、区ゆかりのパラアスリートの情報など、パラスポーツに関する情報を区ホームページの「えどすぽ!」で紹介しています。

### スポーツコンシェルジュ

区立スポーツ施設では、定期的にパラスポーツの教室やイベントを実施しているほか、施設のスタッフが運動についての様々な相談をお受けする「スポーツコンシェルジュ」の取り組みも行っています。

また、総合体育館とスポーツセンターでは予約制で理学療法士等による個別相談も実施しています。

### TOKYOパラスポーツ・ナビ

東京都障害者スポーツ協会が運営するホームページです。「TOKYOパラスポーツ・ナビ」では、地域のパラスポーツ団体やスポーツ施設のバリアフリー情報を検索することができます。ホームページ【<https://www.tokyo-parasports-navi.metro.tokyo.lg.jp/>】

## ■ 選挙

点字投票・代理投票・郵便等投票	身	
◆選挙管理委員会事務局選挙係（電話：5662-2053/FAX：3651-3125）		

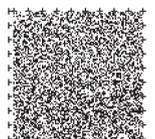
### 内容

投票所には、目の不自由な方のために点字器及び投票用紙記名補助具を用意していますのでお申し出ください。

ご自身で投票用紙に書けない方は、投票所の係員が代筆しますのでお申し出ください。

そのほかに身体に重度の障害がある方（要件に該当する方）が事前に選挙管理委員会に申請したうえで在宅のまま郵便を利用して投票できます。

郵便等投票についての詳しいことは二次元コードからホームページをご確認ください。



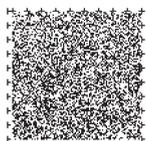
そのほかの情報

# 関係機関一覧



## 区立の障害者施設【成人(18歳以上)の方】

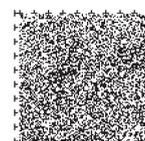
施設名・連絡先・所在地	主な対象者	サービス内容 → 8ページ~参照
<b>希望の家</b> 電話 3680-1531 FAX 5605-3271 〒134-0013 江戸川5-32-6	知的障害者 [身体障害も ある方を含む]	・生活介護 ・就労継続支援B型 ・特定相談支援 ・障害児相談支援
<b>虹の家</b> 電話 3676-3391 FAX 3676-5480 〒133-0055 西篠崎2-18-22	知的障害者 [身体障害も ある方を含む]	・生活介護
<b>みんなの家</b> 電話 5662-3411 FAX 5662-3414 〒133-0044 本一色3-38-3	知的障害者 [身体障害も ある方を含む]	・生活介護 ・特定相談支援 ・障害児相談支援
<b>えがおの家</b> 電話 3680-3116 FAX 3680-3129 〒134-0084 東葛西5-10-5	知的障害者 [身体障害も ある方を含む]	・生活介護
<b>さくらの家</b> 電話 5836-2033 FAX 5836-2035 〒132-0034 小松川3-13-4	知的障害者 [身体障害も ある方を含む]	・生活介護
<b>福祉作業所</b> 電話 3657-1971 FAX 3657-6741 〒133-0057 西小岩3-25-15	知的障害者 身体障害者	・就労継続支援B型
<b>ベリイソイズ(福祉作業所分室)</b> 電話 3672-4905 FAX 3672-4906 〒133-0051 北小岩2-14-17 (共育プラザ小岩内)		
<b>障害者就労支援センター</b> 電話 5622-6050 FAX 6801-7043 〒133-0052 東小岩6-15-2	→ 69ページ参照	・相談部門 ・訓練部門 ・就労移行支援 ・就労定着支援 ・特定相談支援
<b>障害者支援ハウス</b> 電話 5667-1333 FAX 3688-1088 〒134-0083 中葛西2-11-8	知的障害者 身体障害者	・生活介護 ・短期入所 ・地域活動支援センターⅡ型 ・日中一時支援 ・障害者相談 ・特定相談支援 ・障害児相談支援
	知的障害者	・共同生活援助





## 区立の障害者施設【児童（未就学）の方】

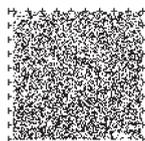
施設名・連絡先・所在地	主な対象者	サービス内容 → 8ページ~参照
<b>発達相談・支援センター</b> ☎ 5875-5321    ☎ FAX 5875-5741 〒132-0035 平井4-1-29	心身の発達に心配 や遅れのある満1歳 6か月から就学前の お子さん (医療的ケア児を 含む)	・ 児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援 ・ 障害児相談支援
<b>篠崎児童発達支援センター</b> ☎ 6231-8017    ☎ FAX 6231-8018 〒133-0061 篠崎町3-18-5		
<b>葛西児童発達支援センター</b> ☎ 3688-8613    ☎ FAX 3688-8616 〒134-0082 宇喜田町175 (共育プラザ葛西内)		
<b>小岩育成室</b> ☎ 3672-0614    ☎ FAX 3672-0615 〒133-0051 北小岩2-14-17 (共育プラザ小岩内)	心身の発達に心配 や遅れのある満1歳 6か月から就学前の お子さん (医療的ケア児は 応相談)	・ 児童発達支援
<b>鹿本育成室</b> ☎ 3651-3776    ☎ FAX 3653-6154 〒133-0044 本一色2-10-15		
<b>臨海育成室</b> ☎ 5679-8115    ☎ FAX 5679-8116 〒134-0086 臨海町2-2-2 <b>! 日中クラスは2歳までのお子さんが対象です。</b>		



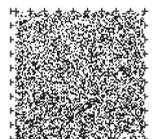
## ■ 都・そのほかの問い合わせ先



窓 口	主な業務内容
<p><b>東京都心身障害者福祉センター</b></p> <p>☎ 3235-2946            ☎ 3235-2968            〒162-0823            新宿区神楽河岸1-1            東京都飯田橋庁舎            (セントラルプラザ) 12階から15階</p>	<p>①身体障害者手帳の交付            ⇒相談、問い合わせ、申請窓口は江戸川区障害者福祉課認定係            (電話5662-1288) になります。</p> <p>②補装具の判定            ⇒相談、問い合わせ、申請窓口は江戸川区障害者福祉課障害相            談第一係・第二係 (電話5662-0052) になります。</p> <p>③愛の手帳(18歳以上)の判定・交付            ⇒電話で判定日の予約をしてください。            愛の手帳判定予約の電話番号 3235-2961</p>
<p><b>高次脳機能障害専用電話相談</b></p> <p>☎ 3235-2955            ☎ 3235-2957</p>	<p>④高次脳機能障害のある方やその家族への相談・支援            ⇒左記の専用電話相談に直接ご相談ください。</p> <p><b>☎ 電話でのご相談が難しい場合は、FAXをご利用ください。</b></p>
<p><b>東京都障害者福祉会館</b></p> <p>☎ 3455-6321            ☎ 3453-6550            〒108-0014            港区芝5-18-2</p>	<p>①障害別の対面・電話・手紙による福祉相談(ピアカウンセリング)、法律相談⇒相談内容により予約が必要です。</p> <p>②集会室、印刷室、図書室などの利用            ⇒集会室の利用には、団体登録が必要です。</p> <p>③視覚障害者への日常生活情報の点訳などのサービス</p>
<p><b>東京都発達障害者支援センター            こどもTOSCA(トスカ)</b></p> <p>☎ 6413-0231            ☎ 3706-7242            ✉ tosca@kisenfukushi.com            〒156-0055            世田谷区船橋1-30-9</p>	<p>東京都在住の18歳未満の発達障害(疑い含む)のある本人と            その家族、関係機関・施設からの発達障害に関わる様々な相            談に対応します。ご利用にあたっては予約が必要です。必要に            応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーショ            ンなども行います。</p> <p>⇒予約受付 月・火・水・木・金 9時～17時            ⇒相談日時 月・火・木・金 9時30分～17時            (祝日・年末年始を除きます)</p>
<p><b>東京都立精神保健福祉センター</b></p> <p>☎ 3844-2210 (事務)            ☎ 3844-2213            〒110-0004            台東区下谷1-1-3</p>	<p>こころの健康に関して困っている本人、あるいは家族や身            近な方からの相談を受けています。まずは電話でご相談            ください。</p> <p>○こころの電話相談            ⇒左記のこころの電話相談へ直接おかけください。            受付時間 月・火・水・木・金 9時～17時            (祝日・年末年始を除きます)</p>
<p><b>こころの電話相談</b></p> <p>☎ 3844-2212</p>	



窓 口	主な業務内容
<p><b>東京都障害者IT地域支援センター</b></p> <p>☎ 6682-6308</p> <p>FAX 6686-1277</p> <p>✉ info@tokyo-itcenter.com</p> <p>ホームページ</p> <p><a href="https://www.tokyo-itcenter.com/">https://www.tokyo-itcenter.com/</a></p> <p>〒112-0006</p> <p>文京区小日向4-1-6</p>	<p>①障害のある方や家族などからの電話・FAX・メールまたは来所によるIT相談支援業務</p> <p>②ITサポーター（ボランティア）による訪問支援およびセンターでの体験実習支援</p> <p>③センター内でのIT機器の展示・体験実習の実施</p> <p>④障害者のIT利用支援のための必要な情報収集・情報提供</p> <p>⇒来所相談の場合は、必ず予約をしてください。</p>
<p><b>東京都立小児総合医療センター</b> こころの電話相談室</p> <p>☎ 042-312-8119</p> <p>〒183-8561</p> <p>府中市武蔵台2-8-29</p>	<p>3歳から18歳までの子どもの行動や情緒、心の発達に関する相談に、電話で応じます。</p> <p>⇒左記の相談室直通電話に直接おかけください。</p> <p>受付 月～金（祝日・年末年始を除く）</p> <p>9時～12時</p>
<p><b>東京都立心身障害者口腔保健センター</b></p> <p>☎ 3267-6480</p> <p>FAX 3269-1213</p> <p>〒162-0823</p> <p>新宿区神楽河岸1-1</p> <p>セントラルプラザ9階</p>	<p>障害のある方に虫歯・歯周疾患の治療、予防や食べる機能の訓練など、歯科治療・口腔管理を行っています。車いすなどでも治療できます。</p>
<p><b>東京都立東部療育センター</b></p> <p>☎ 5632-8070</p> <p>FAX 5632-8071</p> <p>〒136-0075</p> <p>江東区新砂3-3-25</p>	<p>心身障害児(者)の医療と療育を総合的に行う施設です。</p> <p>①重症心身障害児(者)の入所・通所・短期入所</p> <p>②心身障害児(者)への外来などによる医療の提供</p> <p>③心身障害児(者)やその家族のための相談・指導・情報提供など</p>
<p><b>東京都手をつなぐ育成会</b> 手をつなぐ あんしん相談 (青年期相談室)</p> <p>☎ 5389-2614</p> <p>FAX 5389-4090</p> <p>〒160-0023</p> <p>新宿区西新宿7-8-10</p> <p>オークラヤビル2階</p>	<p>知的障害のある人の日常生活、地域での暮らし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。相談対象の年代は問いません。</p> <p>相談日時 月・火・水・木 10時～17時</p>



## ■ 権利擁護について

### 障害者虐待

区では虐待の早期発見・早期対応を行い、本人とその家族などの養護者を支援します。障害のある方への虐待を発見したときや疑いがある場合は、下記へご連絡・ご相談ください。

**！ 虐待の届け出や通報をした方の個人情報は守られます。**

江戸川区24時間障害者虐待通報ダイヤル

身 知 精 難



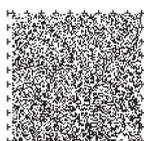
◆ 電話：5662-1014 ◆ FAX：3656-5874

### 障害者虐待の定義

養護者による障害者虐待	「養護者」とは、障害者の身の世話や金銭管理などを行う家族・親族・同居人などです。
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者福祉施設または障害福祉サービス事業などに係る業務に従事する人です。
使用者による障害者虐待	「使用者」とは、障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者などです。

### 障害者虐待の具体例

	具体例
身体的虐待	平手打ちにする、殴る、蹴る、叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどさせる、縛り付ける、閉じ込めるなど
性的虐待	性的な行為や接触を強要する、障害者の前でわいせつな会話をする、わいせつな映像を見せるなど
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、無視をするなど
放棄・放置	食事や水分を与えない、入浴や着替えをさせない、排泄の介助をしない、掃除をしない、病気やけがをしても受診させない、第三者による虐待を放置するなど
経済的虐待	年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さないなど



## 障害を理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。



### 障害者差別解消法

#### ① 不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為は禁止されます。

行政機関（国、地方公共団体など）と民間事業者（会社、お店など）ともに禁止されます。

- （例）
- ・車いすを利用していることが理由でお店に入れない。
  - ・障害があることを理由にアパートの契約やスポーツクラブ、習い事の教室などで断られる。

**！ 個別の事案において、正当な理由が認められるときは、不当な差別的取扱いと判断されない場合があります。**

#### ② 合理的配慮の提供

障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担が重すぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことが求められます。

行政機関（国、地方公共団体など）と民間事業者（会社、お店など）ともに法的義務があります。

- （例）
- ・手続きなどをするとき、筆談や読み上げをする。
  - ・手続きなどの資料や飲食店のメニューにルビをふる。

**！ どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。**

### 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

#### ① 合理的配慮の提供

#### ② 紛争解決の仕組みを整備

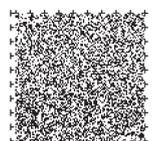
相談支援を行っても解決しない事案について、紛争解決の仕組みによって、解決を図ります。新たに調整委員会を設け、あっせん・勧告・公表を行うことができる仕組みです。

#### ③ 広域支援相談員を設置

広域支援相談員を東京都に設置します。広域支援相談員は、障害者差別に関する相談を、障害者や関係者からだけでなく、民間事業者からも受け付けます。

東京都障害者権利擁護センター（広域支援相談員）

☎ 5320-4223（電話対応時間 平日9時～17時） ☎ 5388-1413



## ■ 基幹相談支援センターについて

<b>基幹相談支援センター</b>	身 知 精 難	
◆ 電話：5662-0089 ◆ FAX：3656-5874		

### 内容

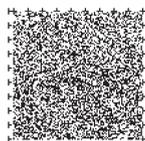
障害者福祉課内に設置した障害者などの支援に関する総合的な電話相談受付センターです。手続きや相談についてどこに連絡したらよいかわからない場合にはお問い合わせください。お話を伺ってご相談内容に応じた担当部署の紹介や担当者に引き継ぎをいたします。

## ■ 福祉サービスに関する苦情相談や成年後見制度の利用相談について

<b>福祉サービスに関する苦情相談や 成年後見制度の利用相談</b>	身 知 精 難	
<p>〈福祉サービスに関する苦情相談〉</p> <p>◆事業者支援係（電話：5662-0712／FAX：3656-5874）</p> <p>◆安心生活センター（電話：3653-6275／FAX：5662-7689）</p> <p>〈成年後見制度の利用相談〉</p> <p>◆成年後見何でも相談（電話 5662-7690／FAX 5662-7689）</p>		

### 内容

利用する福祉サービスへの苦情などを事業者等に直接訴えられず、お困りの方はご相談ください。知的障害や精神障害などによって自分だけでは十分な判断ができない方の、生活や財産を守るために、後見人などの相談と支援を行っています。





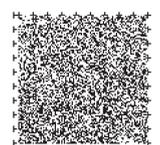
〈ヘルプカード〉

◆権利擁護係（電話：5662-1993／FAX：3656-5874）

〈ヘルプマーク〉

◆東京都福祉局障害者施策推進部 企画課社会参加推進担当  
（電話：5320-4147／FAX：5388-1413）

	対 象	内 容	配布場所
ヘルプカード	<p>援助や配慮を必要としている方</p> <p><b>！ 障害者手帳の交付の有無などは問いません。</b></p>	<p>自ら「困った」となかなか伝えられない障害者などの皆さんが、普段から身につけておくことで、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。</p> <p><b>！ ヘルプカードには、援助する人に伝えたい情報を記入できるようになっています。（名前・連絡先・障害や病気などの内容・知ってほしいこと（薬・アレルギー・かかりつけ医など）・配慮してほしいことなど）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者福祉課</li> <li>・ 各健康サポートセンター（15・16ページ参照）</li> <li>・ 各事務所（小松川・葛西・小岩・東部・鹿骨）</li> </ul> <p><b>！ 区ホームページからもダウンロードできます。</b></p> 
ヘルプマーク		<p>外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者福祉課</li> <li>・ 都営地下鉄各駅役務室（一部駅を除く）</li> <li>・ 都営バス各営業所</li> <li>・ 東京都心身障害者福祉センター（多摩支所を含む）</li> <li>・ 都立病院 など</li> </ul> <p><b>！ 詳しくは東京都福祉局ホームページをご覧ください。</b></p> 



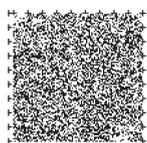
## ■ 障害に関するシンボルマーク



障害に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち代表的なものを紹介いたします。各マークの詳細、使用方法などについては、各関係団体にお問い合わせください。

マーク	マークの名称と意味	問い合わせ先
	<p><b>【障害者のための国際シンボルマーク】</b> 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです。車いすを利用するだけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。</p> <p><b>！このマークを車に貼っていても、駐車禁止の指定から除外されるなどの法的効力はありません。</b></p>	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 <b>電話</b> 5273-0601 <b>FAX</b> 5273-1523
	<p><b>【盲人のための国際シンボルマーク】</b> 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。</p>	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 <b>電話</b> 5291-7885 <b>FAX</b> 5291-7886
	<p><b>【身体障害者標識（身体障害者マーク）】</b> 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。</p>	各警察署 ・小松川警察署 ・葛西警察署 ・小岩警察署
	<p><b>【聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）】</b> 政令で定める程度の聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。</p>	
	<p><b>【耳マーク】</b> 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。</p>	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会 <b>FAX</b> 3354-0046
	<p><b>【ほじょ犬マーク】</b> 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬または介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。</p>	厚生労働省社会・援護局障害保険 福祉部企画課自立支援振興室 <b>電話</b> 5253-1111 <b>FAX</b> 3503-1237
	<p><b>【オストメイト対応トイレマーク】</b> オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応トイレなどの設備があることを示す場合などに使用されています。</p>	公益財団法人交通エコロジー・ モビリティ財団 <b>電話</b> 5844-6265 <b>FAX</b> 5844-6294
	<p><b>【ハート・プラスマーク】</b> 内臓に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は、外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。</p>	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 ホームページ <b>【 https://h-plus-hp.normanet.ne.jp/ 】</b>
	<p><b>【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】</b> 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマークです。</p>	岐阜市福祉部 福祉事務所障がい福祉課 <b>電話</b> 058-214-2138 <b>FAX</b> 058-265-7613
	<p><b>【ヘルプマーク】</b> 人工関節や義足を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮が必要であることを知らせることで、援助が受けやすくなるように作られたマークです。</p>	東京都福祉局障害者施策推進部 企画課社会参加推進担当 <b>電話</b> 5320-4147 <b>FAX</b> 5388-1413

そのほかの情報／ヘルプカード・シンボルマーク





◆災害要配慮者支援課（電話：5662-0109／FAX：3652-9891）

災害時または災害の発生のおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする方を避難行動要支援者といいます。

江戸川区では、避難行動要支援者を支援するために「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」の作成を行い、避難行動要支援者の避難支援の取り組みを進めています。

## 避難行動要支援者の要件

江戸川区では、在宅（病院・施設等に入院・入所していない方）で以下のいずれかに当てはまる方が該当します。

- ① 要介護4～5の方
- ② 要介護3でひとり暮らし又は65歳以上のみの世帯の方
- ③ 要介護1～2でひとり暮らしの方
- ④ 身体障害者手帳の肢体不自由の程度が1～2級の方
- ⑤ 身体障害者手帳の肢体不自由の程度が下肢又は体幹、移動機能障害において3級の方
- ⑥ 身体障害者手帳の視覚障害の程度が1～2級でひとり暮らし又は障害者（未成年者含む）のみの世帯の方
- ⑦ 愛の手帳1～2度の方
- ⑧ 愛の手帳3度でひとり暮らしの方
- ⑨ 精神障害者保健福祉手帳1～2級でひとり暮らしの方
- ⑩ 在宅で人工呼吸器を使用されている方や医療的ケア児等
- ⑪ その他特に支援を要すると江戸川区が認める方（※届出要支援者）

※届出要支援者は、避難行動要支援者名簿登録届出書の提出が必要になります。

## 避難行動要支援者名簿

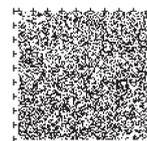
避難行動要支援者の要件に該当する方は、避難行動要支援者名簿に掲載されます。

避難行動要支援者名簿は、本人の同意があれば避難支援等関係者（区内の警察、消防等）へ提供し、日ごろからの避難訓練や災害発生時の避難誘導、安否確認などに活用します。

## 個別避難計画

避難行動要支援者お一人おひとりが、災害に備えて「どこに」「だれと」「どのように」避難するかをあらかじめ考え準備しておくために作成します。

避難行動要支援者名簿に掲載された方へ、区から個別避難計画の作成を順次ご案内しています。



全ての人は、障害の有無にかかわらず、自分らしく生きる権利を生まれながらに持っており、かけがえない存在です。我が国では、障害者の権利に関する条約の採択をきっかけに、障害のある人の人権を守るための法律が整えられてきました。

しかし、障害のある人は、今なお、日常生活や社会生活のあらゆる場面で、建物や設備、制度の利用に不便を感じたり、偏見、無関心など、障害による差別に苦しんだりしています。また、十分な理解や尊重がないために、自分の思うような生活ができないなど、様々な生きづらさを感じながら暮らしている人がいます。

これらの生きづらさは、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁によって作り出されています。このような状況を変えていくためには、誰もが地域の一員として、障害に対する正しい理解を深め、障害のある人の立場に立って、この障壁を取り除いていかなければなりません。

そして、障害のある人を日常的に支援し、悩みや苦しみを抱え孤立している家族などの支援も必要です。障害のある人への差別を解消し、一人ひとりの権利が尊重され、能力が十分に発揮される社会は、全ての人のために、暮らしやすい社会になります。

江戸川区は、障害者の権利に関する条約、ともに生きるまちを目指す条例などの考えをもとに、国や国際社会とも呼応し、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、この条例を定めます。

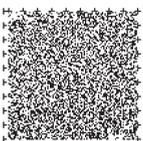
#### (目的)

第一条 この条例は、障害及び障害のある人に対する理解を促進し、障害を理由とする差別を解消するための施策について、基本理念を定め、江戸川区（以下「区」という。）及び事業者の責務並びに区民等の役割を明らかにすることにより、社会的障壁を取り除き、もって、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちを総合的かつ計画的に実現することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける等の生きづらさを抱えている状態にあるものをいう。
- 二 区民等 江戸川区内（以下「区内」という。）に住み、又は区内で働き、若しくは学ぶ者その他区内で活動する者をいう。
- 三 事業者 区内において事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。
- 四 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 五 合理的配慮 障害のある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
- 六 意思決定支援 障害のある人が自ら意思を決定すること（以下「自己決定」という。）が困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活又は社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。



### (基本理念)

第三条 障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けた取組は、次に掲げる事項を最大限尊重して推進するものとする。

- 一 障害のある人において、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 二 障害のある人において、自分らしさ及び自己決定が尊重され、円滑に意思決定支援を受けられること。
- 三 障害のある人が、障害を理由とする差別によって、その権利利益が侵害されないこと。
- 四 障害のある人が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 五 障害のある人が、可能な限り、自らの希望する場所で、安心して自分らしく暮らすことができること。
- 六 区、区民等及び事業者が連携し、障害のある人が、その障害の特性及び生活の実態に応じて、個人の能力及び個性を発揮できること。
- 七 障害のある人において、その性別、年齢、状態等に応じた適切な配慮がなされること。
- 八 障害のある人も障害のない人も、相互に理解し、多様性を認め合い、自分らしくいられること。
- 九 障害のある人が、可能な限り、言語（手話等を含む。以下同じ。）その他の意思疎通のための手段（点字、拡大文字、筆談、音声読み上げ、平易な言葉その他意思疎通に困難がある人において意思疎通をしやすいするためのあらゆる手段を含む。以下同じ。）についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られること。
- 十 障害のある人及び日常生活又は社会生活を支える家族等が孤立しないよう、適切な配慮がなされること。

### (区の責務)

第四条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施する。

- 2 区は、区民等、事業者、国及び他の地方公共団体その他の関係機関と連携し、協力して障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちを推進する。

### (区民等の役割)

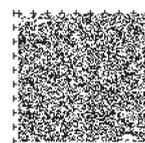
第五条 区民等は、障害及び障害のある人に対する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等の活動において、障害のある人が安心して自分らしく暮らせるよう配慮に努める。

- 2 区民等は、区が実施する障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちを実現するための施策に協力するよう努める。

### (事業者の責務)

第六条 事業者は、障害及び障害のある人に対する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における活動において、障害のある人が安心して自分らしく暮らせるよう配慮に努める。

- 2 事業者は、区が実施する障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちを実現するための施策に協力するよう努める。



(差別の禁止等)

第七条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする差別等その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 区及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要な合理的配慮をしなければならない。

(推進施策)

第八条 区は、この条例の目的を実現するため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に行う。

- 一 障害のある人が、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるための施策
- 二 障害のある人が、自分らしさ及び自己決定が尊重され、円滑な意思決定支援を受けられるための施策
- 三 障害を理由とする差別解消に向けた施策
- 四 障害のある人が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が提供されるための施策
- 五 障害のある人が、可能な限り、自らの希望する場所で、安心して自分らしく暮らせる環境を整備するための施策
- 六 区、区民等及び事業者が連携し、障害のある人が、その障害の特性及び生活の実態に応じて、個人の能力及び個性を発揮できる環境を実現するための施策
- 七 障害のある人において、その性別、年齢、状態等に応じた適切な配慮がなされるための施策
- 八 障害のある人も障害のない人も、相互に理解し、多様性を認め合い、自分らしくいられる社会の推進のための施策
- 九 障害のある人が、可能な限り、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られるための施策
- 十 障害のある人及び日常生活又は社会生活を支える家族等が孤立しないよう、適切な配慮がなされるための施策

(施策推進に当たっての意見の聴取)

第九条 区は、前条の施策の推進に当たっては、障害のある人、家族等、支援に当たる関係者その他区民等の意見を聴取し、施策に反映するよう努めることとする。

(災害対応における配慮)

第十条 区は、区民等及び事業者と協力し、災害等への対応（災害発生に備えた平常時の対策を含む。）において、障害のある人の特性に十分配慮する。

(変化への対応)

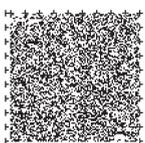
第十一条 区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応じて、この条例の内容を見直すこととする。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、江戸川区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



## ■ さくいん

<b>あ</b>	
愛の手帳	1・20
青い鳥郵便葉書	56
安心生活センター	17・78

<b>い</b>	
ETC割引	54
育成医療(自立支援医療)	62
育成室	73
育成手当	48
移動支援	10
医療型障害児入所支援	8
医療的ケア児コーディネーター	24
医療的ケア児	24
医療的ケア児養育者支援事業	24
医療費助成	60

<b>う</b>	
運転(自動車)教習費の助成	32

<b>え</b>	
江戸川区口腔保健センター	17
江戸川区児童相談所	15
江戸川区手話言語条例	64
江戸川区	
24時間障害者虐待通報ダイヤル	15・76
えどがわ区民ニュース	66
NHK 放送受信料の減免	55
遠隔手話通訳サービス	65

<b>お</b>	
おむつ(日常生活用具給付)	43・44
おむつ使用料の助成	28

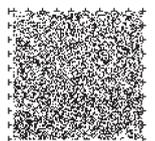
おむつの支給	28
音声対応のホームページ	66

<b>か</b>	
介助犬(補助犬の給付)	34
ガイドヘルパー(同行援護)	8
家事援助(居宅介護)	8
ガソリン代(自動車燃料費)の助成	32
紙おむつ・防水シート支給	28

<b>き</b>	
基幹相談支援センター	15・78
機能訓練(自立訓練)	10
休養ホーム	58
共同生活援助(グループホーム)	10
居宅介護	8
居宅訪問型児童発達支援	8
緊急通報システム「マモルくん」	30

<b>く</b>	
苦情相談	78
区民施設利用料金の減免	59
グループホーム(共同生活援助)	10
車いす(補装具費の支給)	36
車いすの貸出し	34

<b>け</b>	
軽自動車税	51
携帯電話料金の割引	57
下水道料金の基本料金免除	55
健康サポートセンター	15・16



## こ

高次脳機能障害者支援事業	22
高次脳機能障害専用電話相談	74
更生医療(自立支援医療)	62
高速道路の割引	54
交通機関の割引	52～54
行動援護	8
声の広報	66
声のたより	66
声の便利帳	66
国内航空運賃の割引	52
個人事業税	51
個人住民税	51
こどもTOSCA(東京都発達障害者支援センター)	74

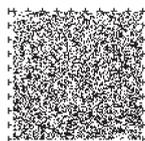
## さ

災害への備え	81
サービス等利用計画	26
在宅重症心身障害児(者)等訪問事業	30
在宅人工呼吸器使用者 自家発電装置等給付事業	39
在宅レスパイト事業	29

## し

障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例	82
視覚障害用安全つえ(補装具費の支給)	36
視覚障害者用読書器	41
施設(区立)	72・73
施設入所支援	8
児童育成手当	48
自動車運転教習費の助成	32
自動車改造費の助成	33
自動車税	51
自動車燃料費の助成	32

自動車有料道路の料金割引	54
児童相談所	15
児童の補聴器購入助成 (中等度難聴児発達支援事業)	38
児童発達支援	8
児童扶養手当	48
社会福祉協議会	17
就学奨励費	70
就学相談	70
重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業	29
重度障害者等就労支援事業	29
重度障害者等包括支援	8
重度心身障害者手当	47
重度脳性まひ者介護事業	30
重度訪問介護	8
就労移行支援	10
就労継続支援(A型・B型)	10
就労定着支援	10
受給者証(障害者福祉サービス等)	25・26
手話通訳者の区役所本庁舎配置	65
手話通訳者の派遣	65
巡回入浴サービス	29
障害基礎年金	49
障害厚生年金・障害手当金	49
障害児支援利用計画	26
障害児入所支援	8
障害児福祉手当	48
障害者虐待	76
障害者休養ホーム	58
障害者差別解消法	77
障害者歯科診療	64
障害者就労支援センター	6・69・72
障害者手帳	1・19～21



障害年金生活者支援給付金	50
障害福祉サービス	8～11・25～27
小児精神障害者入院医療費助成	63
小児慢性特定疾病医療費助成	61
所得税	51
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	10
自立支援医療(育成医療)	62
自立支援医療(更生医療)	62
自立支援医療(精神通院医療)	63
自立生活援助	10
寝具乾燥消毒サービス	28
寝具水洗いクリーニング	28
心身障害者医療費(マル障)	60
心身障害者福祉手当	47
心身障害者扶養共済	50
身体介護(居宅介護)	8
身体障害者手帳	1・19
シンボルマーク	80

## す

水道・下水道料金の基本料金免除	55
住まいの改造助成	31

## せ

生活介護	8
生活訓練(自立訓練)	10
精神障害者居住支援事業	22
精神障害者(児)の医療費助成	63
精神障害者就労支援事業	22
精神障害者自立生活体験事業	22
精神障害者ピアサポーター育成事業委託	22
精神障害者保健福祉手帳	1・21
精神通院医療(自立支援医療)	63
税の軽減・免除	51

成年後見制度	78
選挙	71
船舶運賃の割引	52

## そ

相続税	51
相談支援事業所	25・26
贈与税	51
粗大ごみ処理手数料の免除	55

## た

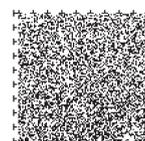
体温計・体重計(日常生活用具の給付)	41
代理投票	71
タクシー運賃の割引	54
タクシー券の助成	32
短期入所	8
たん吸引器(日常生活用具の給付)	42～44・46

## ち

地域移行支援	10
地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型	10
地域生活支援	10
地域相談支援	10
地域定着支援	10
駐車禁止規制の適用除外	35
中等度難聴児発達支援事業	38
聴導犬(補助犬の給付)	34
聴力障害者情報文化センター	68

## つ

通院等介助(居宅介護)	8
通院等乗降介護(居宅介護)	8
つえ(日常生活用具の給付)	42・44・46
つえ(補装具費の支給)	36



## て

手当	47・48
てすり(歩行支援用具)	
(日常生活用具の給付)	43・46
鉄道運賃の割引	52
点字広報	66
点字図書館	68
電話番号の無料案内	57

## と

東京都障害者IT地域支援センター	75
東京都障害者休養ホーム	58
東京都障害者福祉会館	74
東京都心身障害者福祉センター	74
東京都心身障害者扶養共済	50
東京都手をつなぐ育成会	75
東京都の医療費助成	61
東京都発達障害者支援センター	74
東京ヘレン・ケラー協会点字図書館	68
東京都立小児総合医療センター	75
東京都立心身障害者口腔保健センター	75
東京都立精神保健福祉センター	74
東京都立東部療育センター	75
同行援護(ガイドヘルパー)	8
頭部保護帽(日常生活用具の給付)	45
都営交通の運賃割引	53
都営地下鉄の運賃割引	53
都営バスの運賃割引	53
特定疾患(指定難病)医療費助成	61
特別児童扶養手当	48
特別障害給付金	49
特別障害者手当	47
図書館	67・68

都立公園・都立公園駐車場・

都立文化施設の無料利用

## な

なごみの家	18
難病手当(心身障害者福祉手当)	47
難病等の医療費助成	61
難病の方の福祉サービス等の利用	23

## に

にこにこ歯科診療所	17・64
日常生活用具の給付	40
日中一時支援	10
日本視覚障害者団体連合点字図書館	68
日本チャリティ協会(障害者休養ホーム)	58
日本点字図書館	68
入所施設	8~11

## ね

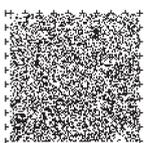
ネブライザー	
(日常生活用具の給付)	43・44・46
年金	49・50
燃料費(ガソリン代)の助成	32

## の

脳性まひ者介護事業	30
-----------	----

## は

はあとポート	15
はがきの無償配布	56
発達相談・支援センター	23・73
パラスポーツ	71
パルスオキシメーター(日常生活用具の給付)	42~44・46



## ふ

ファックス(日常生活用具の給付)……………	42
福祉型障害児入所支援……………	8
福祉サービス (障害者福祉サービス等) ……	8～11・25～27
福祉タクシー券の助成……………	32
福祉有償運送……………	33
福祉理美容サービス……………	28
ふとん乾燥消毒サービス……………	28
扶養共済……………	50
フレンドリースクール……………	70

## へ

ヘルプカード……………	79
ヘルプマーク……………	79

## ほ

保育所等訪問支援……………	8
放課後等デイサービス……………	8
防水シーツの支給……………	28
訪問看護師の派遣(重症心身障害児(者) 在宅レスパイト事業) ……	29
ホームページ……………	66
ホームヘルプ(居宅介護)……………	8
保健所……………	15
補助犬の給付……………	34
補装具費の支給……………	36
補聴器(補装具費の支給)……………	36
補聴器の購入助成(中等度難聴児)……………	38

## ま

マモルくん(民間緊急通報システム)……………	30
マル障(心身障害者医療費の助成)……………	60
マル都医療券……………	61

## み

民営バスの運賃割引……………	52
民間緊急通報システム「マモルくん」……………	30
民間賃貸住宅家賃等の助成……………	31
民生・児童委員……………	17
みんなの就労センター……………	69

## む

無料乗車券……………	53
------------	----

## も

盲導犬(補助犬の給付)……………	34
------------------	----

## や

家賃等の助成(民間賃貸住宅家賃等助成) ……	31
------------------------	----

## ゆ

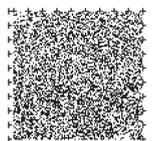
郵便等投票……………	71
郵便料金の割引……………	56
有料道路の割引……………	54

## よ

要約筆記者の派遣……………	65
---------------	----

## り

リフト(移動用リフト) (日常生活用具の給付)……………	43・46
療育手帳(愛の手帳)……………	1・20
療養介護……………	8



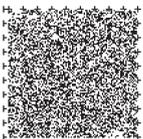
# 広 告 の ペ ー ジ

※以降は広告のページです。

この広告は財源確保のため有料にて募集したものです。

そのため広告主及び広告内容については区が推奨するものではありません。

内容に関するお問い合わせは、広告に掲載されている連絡先へお問い合わせください。





# ひらいこどものいえ

オープンモンテッソーリスクール



“一人ひとりに合わせた適切な療育で、子どもの未来をひらく”を合言葉に、発達に個性のある未就学児を対象とした療育スクールです。教室見学希望者は下記、問い合わせより事前申し込みください。

## モンテッソーリ教育とは？

モンテッソーリ教育はイタリアの医学博士マリア・モンテッソーリが開発した教育法です。旧くはアンネの日記著者のアンネ・フランク、近年ではAmazon 創業者のジェフ・ベゾス、世界的人気アーティストのテイラー・スウィフトをはじめ、日本では史上初の八冠制覇を成し遂げた藤井聡太プロ棋士もこの教育を受けたと言われております。

「子どもには自立・発達していこうとする、自己教育力という力が生まれつき備わっており、その力が発揮されるには子どもの発達に見合った人的・物的な環境が必要である。」

これがモンテッソーリ教育の基本理念です。私たちはこの「自己教育力」に着目し、①日常生活習慣・②感覚教育・③言語教育・④算数教育・⑤文化教育という5つの教育分野を通じて、発達に見合った環境を整え、子どもたちの自立性・主体性を育みます。

## 来たれ！「真剣に療育に取り組める先生」募集！

モンテッソーリ教育資格を持っている、または真剣に資格取得を目指す方歓迎。

一緒に、ブレない療育観のもと、楽しく子どもたちを育みませんか？

完全週休二日制（日/祝日休み+シフト休み1日）・社会保険完備・各種諸手当あり

充実研修あり・9時～18時勤務（パート勤務歓迎）、有資格者歓迎（優遇）

モンテッソーリ教育資格を取得したい方には当社が全額補助致します。※

※資格取得後、1年間の勤務が条件となります。詳細はお問い合わせください。

《問合せ先》

# ひらいこどものいえ

オープンモンテッソーリスクール

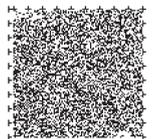
☎132-0035

江戸川区平井7-17-6 ミサワビル2F

TEL:03-6657-5938 FAX:03-6657-5939

Mail:hirai.kodomoie@gmail.com

URL:https://hirai-kodomoie.com





## ～「滞在型」グループホーム運営～

入居率4年平均99.5%！

# 仲間が できた！



看護師:5名  
サビ管:4名  
介護福祉士:5名  
強度行動研修:7名

陽当たり良好  
各居室  
6畳～10畳

「朝食・夕食」  
「夜間スタッフ」  
365日配置

令和6年12月現在

1

### ～ご入居者様の声～

ふくすうのホームへ体験入居しましたがスタッフがとても親切で、楽しい雰囲気だったので入居を決めました。はじめてのグループホームに心配はありましたが、今は充実した生活ができています。服薬管理やお小遣い管理、日々の相談をきいてくれます。

2

### ～ご入居者様の声～

あしに少しだけ障がいがあり、階段の登り降りが苦手という話をしたら自分のために新たな設備を導入してくれました。曜日によって若いスタッフからベテランのスタッフが入れ替わるので毎週楽しみにしています。

3

### ～ご入居者様の声～

ひと見知りなので、グループホームへ入居することに不安がありました。がサンハーツの家のスタッフは私のペースをわかってくれるので過ごしやすいです。

こちらのスタッフに出会えて良かったです。

## ～ご関係者様の声～

サンハーツの家様は、入居者の入れ替えが少ないことで各相談支援事業所からの信頼をいただいております。新規ユニットも短期間で満室になっています。開設1年目で第三者評価を受けたり、看護師等の専門スタッフを充実させるなど真面目に取り組んでいる事業所です。弊社に通ってる利用者様もとても安定しており、安心してお任せできています。連絡もすぐに対応してくださるのでありがたいです。

株式会社サンハーツgroup

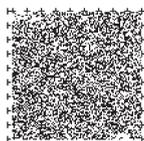
135-0051

東京都江東区枝川1-15-9-1014

Tel: 03-6670-0104

Fax: 03-6877-2138

☆最新の空室情報は  
こちらから☆



信頼こそが、財産です。



# 信濃運輸



## ドライバー募集中!

信濃運輸グループと一緒に働きませんか?

⚽ 普通免許のみでも可。⚽ 大型免許取得者優遇。

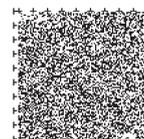
### 地域と共に、未来へ走る!

信濃運輸グループの採用は  
ケイアンドケイエンタープライズの  
サイトで紹介・募集を行っています。  
詳しくは、二次元コードよりアクセス!



本社：江戸川区臨海町4-2-1 TEL：03-3878-5551

信濃運輸は、東京23FCを  
応援しているトップパートナーです。



お気軽に  
ご相談下さい

# 江相連

江戸川区相談支援連絡協議会

わたしたちは一

## 江戸川区を協働力で拓く

をモットーに皆さまからのご相談に応じるとともに  
江戸川区の相談支援の推進を行っています



### 関係機関の皆さま

#### 情報提供・総合相談

支援者の方からのご相談に応じます

#### 研修会・講師派遣等

研修の開催や講師の派遣を行います

#### 各種交流会・連携会議

支援者同士の交流機会や連携促進

### 利用者やご家族の皆さま

#### 計画相談支援

各種相談、サービス等利用計画の作成

#### 地域移行・地域定着

病院からの退院や地域生活を支えます

#### 自立生活援助

単身生活の方の暮らしをサポート



お問い合わせ

☎ 03-5878-1436

✉ info@esouren.or.jp

(営業時間：平日9時～18時)

特定非営利活動法人 江戸川区相談支援連絡協議会

所在地：〒134-0091 江戸川区船堀3-5-26 Tガーデンスクエア1103号

サイト：<https://www.facebook.com/esouren> 法人番号：0117-05-001504

🔍 えそうれん



## 障がい者施設・高齢者施設 職員様へ

# 紙おむつの診断をしませんか？



### 実績報告

定期的の使用実績報告を行います。予算対比・進捗確認で使い過ぎを防ぎます。経費削減へのサポートにつなげます。



### 全国メーカー

国内主要紙おむつメーカー13社（2024年10月現在）の商品を取り揃えているので、おむつのお悩み、ニーズにお応えいたします。



### 在庫管理

発注・納品（バック納品可）・段ボール回収・定数の管理まで成玉舎で行います。業務効率・ケアサービス品質の向上を支援致します※地域によってご相談させていただきます。



排泄ケアの見直しによる「業務効率化」と「コスト削減」のご提案

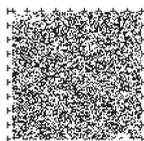


株式会社  
since 1958  
SEIGYOKUSHA

# 成玉舎



株式会社成玉舎 千葉営業所  
〒262-0011  
千葉市花見川区三角町31-1-2号室  
TEL 043-258-1855（営業担当）





## ココロとことばの教室 こっこ 未就学児対象の療育（児童発達支援事業所）



### 選べる4つの療育プログラム



その子の得意・好きを活かして できることを増やす1人ひとりに合わせる療育

発達がゆっくり  
ことばが出ない  
気持ちが切り替えにくい  
集団が苦手  
お気軽にご相談ください

ココロとことばの教室こっこは…  
お子さんのココロとことばを育てます



**葛西校** 江戸川区中葛西4-9-18-3F  
葛西駅 徒歩10分



**葛西駅前校** 江戸川区東葛西6-2-9-5F  
葛西駅 徒歩1分  
※西葛西校から2025年5月に移転予定

法人番号 5040005004938



● お問い合わせ窓口 ●

☎ 070-3353-5088

受付日時: (火)~(金) 9:00~17:00

www.wanpaku.org



認定NPO法人 **発達わんぱく会**

# 成年後見 制度をご存じですか？

成年後見とは、認知症や知的障害、精神障害などで  
**判断能力が不十分な人を支援するための制度**です。  
後見人等が、財産管理や身上監護などを行うことで、  
本人の権利や生活を守ります。

初回  
相談  
無料

- 成年後見の申立て
- 親亡きあと問題
- 相続手続き
- 遺言作成



地元密着、江戸川区で16年の実績  
セミナー、講演実績多数

## 大星司法書士事務所

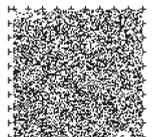
司法書士 大星 太郎

TEL.03-6383-2102

<https://www.oboshi-office.com>



東京メトロ東西線「西葛西」駅 徒歩2分





就労移行支援事業所

# ジョブサポート江戸川



実践トレーニングが

## 「働く」

をカタチにする

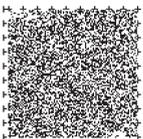
詳しくはこちら



03-6638-6301



東京都江戸川区鹿骨3-7-12



# えどがわ障害者支援アプリ ミライク-MIRAIKU-

江戸川区に住む障害がある方やそのご家族、介助者の方などに向け、様々な情報を届けることを目的に開発された障害者支援アプリです。



<https://lg-pwd.jp/home?citycode=131237>

えどがわ障害者支援アプリ

福祉部 障害者福祉課 庶務係  
TEL : 03-5662-0054 FAX : 03-3656-5874



※イメージやメニュー、機能などは変更となる場合があります。アプリ内で使用している絵は、区内の障害者の方々から応募があったものを使用しています。

## お知らせ配信機能

定期的に江戸川区からのお知らせを受信できます。

## 当冊子の検索・閲覧

区発行の「障害者福祉のしおり」から簡単に知りたい情報を検索確認することができます。

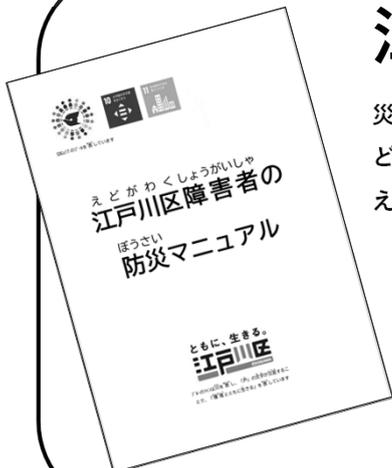
## デジタル障害者手帳 ミライロIDとの連携

デジタル障害者手帳「ミライロID」と連携することができます。  
※ミライロIDは専用アプリを事前にDLし、登録する必要があります。



## 江戸川区障害者の防災マニュアル

災害発生前の備えや障害に応じた対応、災害時避難のための個別避難計画書の作成方法などについて記載されています。家族等と相談しながら、いつ起こるかわからない災害に備えるためにご活用ください。区公式ホームページよりダウンロードできます。



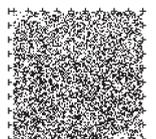
「江戸川区障害者の防災マニュアル」

に関するお問い合わせはコチラ

福祉部 障害者福祉課 計画調整係

TEL : 03-5662-0044

FAX : 03-3656-5874



地域とつながる、未来をつくる。

ミラクルマルシェへようこそ！

江戸川区障害者就労支援ネットワークミラクル<sup>未来×くる</sup>

区公式ホームページはこちら

- ・区役所等で行う販売会のスケジュール
- ・江戸川区福祉事業所の商品やサービスのご紹介など



江戸川区就労支援ネットワークミラクル「未来×くる」は、区内の障害のある方の就労を支援する事業所が集まり、自主生産品や区の名産品を販売する「ミラクルマルシェ」を開催しています。

手作りの温かみを感じる商品や、地域の魅力が詰まった品々が並びます。ぜひ、素敵な商品を手にとってみてください。

販売会に来ていただくことが、地域の活性化や障害のある方々の就労支援につながります。

関連の情報を区公式ホームページから発信していますので、ご覧ください。

## 江戸川区障害者虐待通報ダイヤル

(24 時間対応)



TEL : 03-5662-1014

FAX : 03-3656-5874

緊急時には警察（110 番）へお電話ください。



詳しくはこちら

